

第1次郡上市 人権施策推進指針

共に認め合い 思いやる 人権尊重のまち 郡上



令和3年3月
郡上市

はじめに

「人権」とは、すべての人が生まれながらにして持っているものであり、人が人らしく生きるための基本的な権利であるとともに、誰にとっても大切なものです。そして、お互いの思いやりの心により守られなければならないものです。

国際化が進展する中で、人権尊重の意義は広く世界に認識され、差別や偏見をなくそうとする気運の高まりや、様々な人権問題について高い関心が寄せられています。その一方で、今なお生命・身体の安全を脅かしたり損なう事象や不当な差別などの人権侵害が存在しており、近年ではインターネット上での誹謗中傷や名誉棄損、感染症患者に対する差別、性的指向に対する偏見など、多様化する社会生活の中において、人権問題はより複雑になっています。

本市は美しく豊かな水と緑に囲まれており、人々はその自然と共に生き自然の恵みを享受する中で、森と清流を守り育んできました。自然を大切にする心は、人を思いやる心にも通じるものです。一人ひとりが思いやりの心を持ち、互いを認め合うことが『人権尊重のまち』の実現につながります。

本指針は、そんな「共に認め合い、思いやる、人権尊重のまちづくり」を行うための方向性を示すものです。

今後は、本指針に基づき、これまでに各部局が行ってきた施策推進について一層の連携を図り、人権意識の高揚に努めてまいります。

最後になりましたが、本指針の策定にあたり、それぞれのお立場から貴重なご意見や提言をいただきました皆さま、意識調査等にご協力をいただきました皆さまに、心からお礼を申し上げますとともに、本市の人権施策の推進に対して、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

郡上市長 日置 敏明



目次

第1章 指針策定の背景	1
1 策定の趣旨	1
2 人権に関する国内外の動き	2
3 指針の位置づけ	4
4 指針の期間	4
第2章 郡上市の人権施策を取り巻く状況	5
1 郡上市の概況	5
2 アンケート結果のまとめ	8
第3章 基本的な考え方	11
1 基本理念	11
2 施策体系	11
第4章 人権教育・啓発の推進	12
1 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進	12
2 学校等における人権教育・啓発の推進	14
3 職場における人権教育・啓発の推進	16
第5章 分野別人権施策の推進	18
1 子どもの人権	18
2 高齢者の人権	22
3 女性の人権	25
4 障がい者の人権	29
5 同和問題（部落差別）	32
6 外国人の人権	35
7 感染症患者等の人権	38
8 インターネットによる人権侵害	41
9 性的指向・性自認を理由とする偏見・差別	43
10 その他の人権	46
第6章 指針の推進	48
1 基本的な姿勢	48
2 推進体制	48
3 継続的な取り組み	48
資料編	49
1 郡上市人権施策推進指針策定経緯	49
2 郡上市人権施策推進指針策定委員会設置要綱	50
3 郡上市人権施策推進指針策定委員会委員名簿	51
4 用語解説	52
5 世界人権宣言	55
6 市内の人権教育・啓発の取り組み	58

第1章 指針策定の背景

1 策定の趣旨

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている、誰からも侵されることのない基本的な権利です。昭和23（1948）年に国連で採択された「世界人権宣言」では、『すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。』とうたわれています。また、「日本国憲法」でもすべての国民に基本的人権を保障しています。

このような考えのもと、国内外ではさまざまな人権に関する施策が進められてきました。しかしながら、今日においても国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方の違いによる不当な差別や偏見がみられます。こうした人権侵害の要因としては、人々の中にある自分とは異なるものを受け入れられない、認められないという考え方や、非合理的な社会慣習からくる意識の存在が考えられます。また、国際化、情報化、少子高齢化など、近年の急速な社会変化も要因のひとつとしてあげられます。

現在、人権に関する問題は多様化しており、これまで取り組んできた子どもや高齢者、女性、障がい者、同和問題（部落差別）、外国人、感染症患者などの人権課題に加え、性的マイノリティへの差別・偏見、インターネットによる差別的発言、個人情報等に関わるプライバシーの侵害など新たな課題も出てきています。

こうした社会情勢や、国・岐阜県の動向、これまでの郡上市（以下、「本市」という。）の人権に関する取り組み等を踏まえ、本市の人権施策の今後の方向性を示すとともに、これらを総合的かつ効果的に推進するため、「第1次郡上市人権施策推進指針」（以下、「本指針」という。）を策定します。

2 人権に関する国内外の動き

(1) 国際的な動き

二度の世界大戦を経験し、世界各地で多くの犠牲者を出した時代を経て、人々は平和が何よりも尊いものであり、人権が尊重されるべきものであることを学びました。

昭和 23 (1948) 年、第 3 回国連総会では人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言した「世界人権宣言」が採択され、今日の基本的人権の考え方が示されました。

その後、「国際人権規約」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下、「女子差別撤廃条約」という。)
「児童の権利に関する条約」(以下、「子どもの権利条約」という。)
「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」(以下、「人種差別撤廃条約」という。)など、多くの人権条約が採択されるとともに、さまざまな人権に関する宣言や国際年も制定されました。

さらに、平成 6 (1994) 年の国連総会では、平成 7 (1995) 年から平成 16 (2004) 年までを「人権教育のための国連 10 年」と定め、「人権教育のための国連 10 年行動計画」に基づき、各国において人権教育の取り組みが進められました。

「人権教育のための国連 10 年」終了後の平成 16 (2004) 年には、さらにその取り組みを進めるための「人権教育のための世界計画」が国連総会において決議されました。平成 17 (2005) 年から 19 (2007) 年までは初等・中等教育に焦点を当てた第 1 フェーズ、平成 22 (2010) 年から 26 (2014) 年までは高等教育と教育者、公務員に焦点を当てた第 2 フェーズ、平成 27 (2015) 年から令和元 (2019) 年までは、それまでの取り組みの強化と、メディア専門家及びジャーナリストに焦点を当てた第 3 フェーズ、そして令和 2 (2020) 年から 6 (2024) 年までは若者に焦点を当てた第 4 フェーズとされました。

また、平成 27 (2015) 年の国連総会で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」では、ジェンダー平等の実現や、人や国の不平等の是正といった人権に大きく関わる項目を含めた目標などが掲げられました。これを踏まえ、各国では、すべての人類が取り残されず、平和に暮らせる持続可能な世界の実現に向けた取り組みが展開されています。

(2) 国内の動き

わが国では、昭和 22（1947）年に施行された日本国憲法において基本的人権の尊重を基本原則のひとつとし、この考えの基に人権に関するさまざまな取り組みが行われてきました。国連で採択された「国際人権規約」〔昭和 54（1979）年〕や「女子差別撤廃条約」〔昭和 60（1985）年〕、「子どもの権利条約」〔平成 6（1994）年〕等の諸条約を批准し、人権課題への対応が進められています。（いずれも〔 〕内は批准年）

平成 7（1995）年には、「人権教育のための国連 10 年」の決議を受けて、「人権教育のための国連 10 年推進本部」が設置され、平成 9（1997）年に「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」が策定されました。また同年に、「人権擁護施策推進法」が施行され、人権教育・啓発に関する施策の推進が国の責務となりました。この法律を踏まえ、平成 12（2000）年に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）が施行され、平成 14（2002）年には、この法律を受け「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくことが示されました。さらに、平成 23（2011）年には、「北朝鮮当局による拉致問題等」を人権課題に加える一部変更が行われています。

近年も、女性や子ども、高齢者、障がい者、同和問題（部落差別）、性的マイノリティ、外国人等の個別の人権課題に対する法整備が進められると同時に、社会情勢の変化による新たな人権課題について対応するための取り組みが行われています。

(3) 岐阜県の動き

岐阜県では、平成 14（2002）年に「岐阜県人権・同和問題啓発連絡協議会」を設置し、平成 15（2003）年に「岐阜県人権啓発連絡協議会」、平成 17（2005）年に「岐阜県人権懇話会」と改称し、人権問題に対応する総合的な施策を展開してきました。

また、平成 14（2002）年に「岐阜県人権同和教育基本方針」、平成 15（2003）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき「岐阜県人権施策推進指針」を策定し、人権尊重の意識を高めるための総合的な取り組みが進められています。その後、DVや子どもへの虐待、学校等でのいじめ、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題に対応するために、平成 20（2008）年、平成 25（2013）年及び平成 30（2018）年 3 月に改定が行われています。

人権施策の推進については、平成 10（1998）年 5 月に設置された「岐阜県人権施策推進連絡協議会」で庁内の人権関係部局での連携のもと、事業が展開されています。

人権啓発事業の推進については、平成 12（2000）年に設置された「岐阜県人権啓発センター」において、人権に関する講座や人権相談等が行われています。

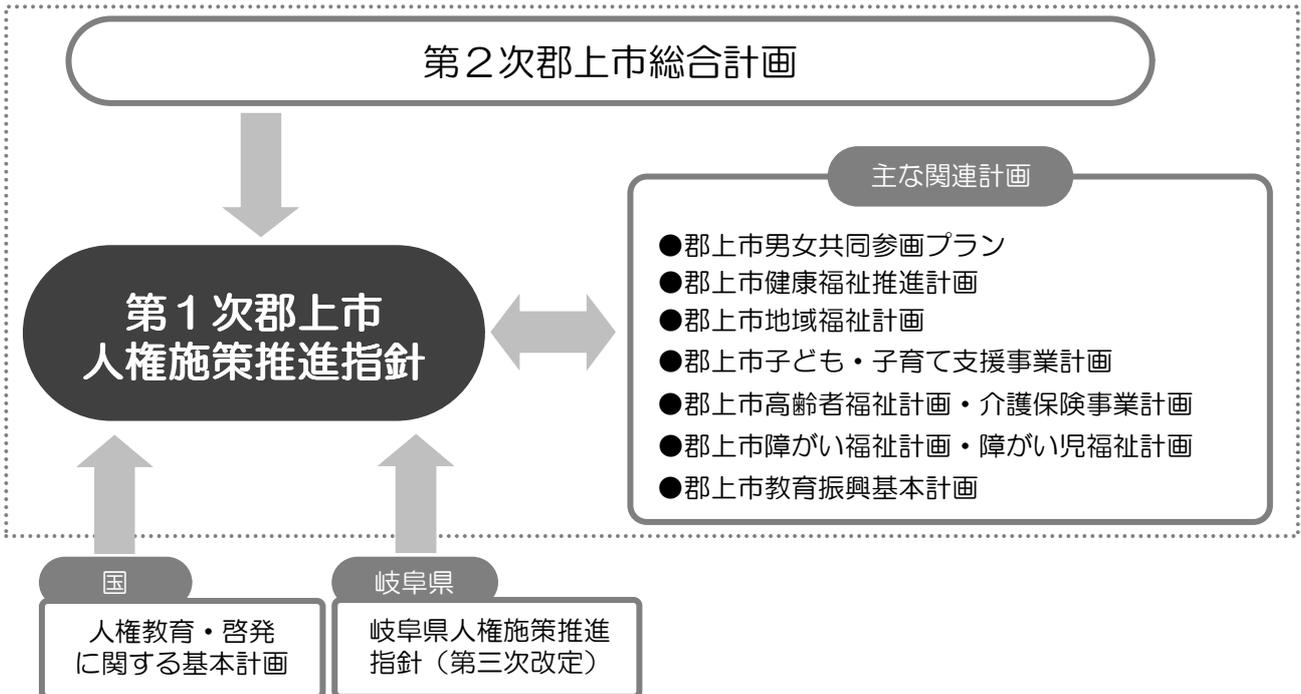
人権教育については、「岐阜県人権教育基本方針」に基づいた「岐阜県人権教育協議会」において推進されています。特に、人権教育における行動力の育成を図る取り組みとしては平成 18（2006）年度より「ひびきあいの日」を設け、人権感覚を高める教育に取り組んでいます。

さらに、近年では人権週間において、「人権啓発フェスティバル in ぎふ」を開催し、啓発による人権意識の高揚や教育に取り組んでいます。

3 指針の位置づけ

本指針における施策は、本市の個別計画と関連する事項が多く盛り込まれています。最上位計画である「第2次郡上市総合計画」をはじめとし、他の計画についても施策の推進にあたって人権尊重の視点を持って取り組みます。

また、国の「人権教育・啓発推進法」第5条に基づき策定し、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や岐阜県の「岐阜県人権施策推進指針（第三次改定）」をはじめ、国や岐阜県の関連計画の内容を踏まえるものとします。



4 指針の期間

本指針の期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とし、最終年度には、社会情勢や市民意識調査の結果等を踏まえ、見直しを行います。

また、中間年度となる令和7（2025）年度には、社会情勢や指針の取り組み状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

（年度）

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
第1次郡上市人権施策推進指針										第2次指針	

第2章 郡上市の人権施策を取り巻く状況

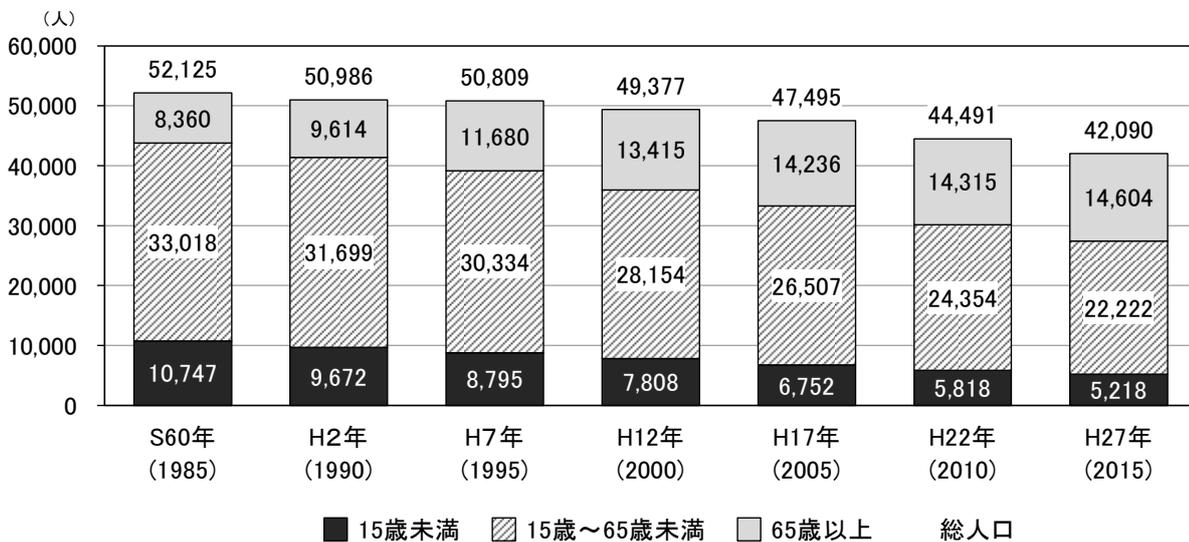
1 郡上市の概況

(1) 人口・世帯の状況

本市の総人口は減少しており、平成 27（2015）年では 42,090 人となっています。

年齢3区分別人口割合は、15歳未満の年少人口割合、15歳～65歳未満の生産年齢人口割合が減少している一方、65歳以上の高齢者人口割合は増加しており、平成 27（2015）年の高齢化率は 34.7%（全国：26.7%）と、少子高齢化が進んでいます。

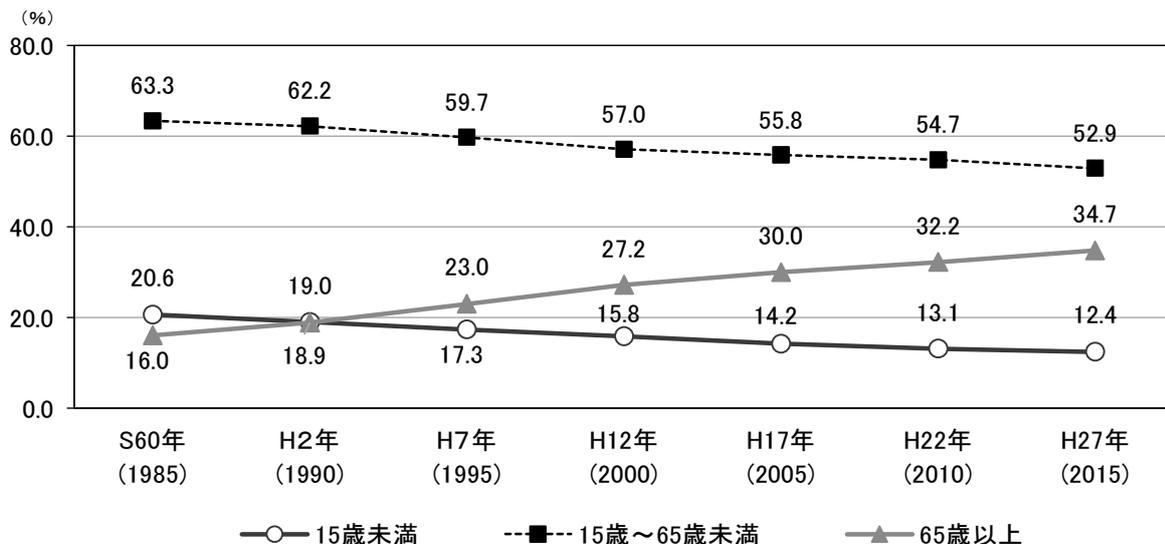
■総人口の推移



※総人口には年齢不詳者を含む。

資料：国勢調査

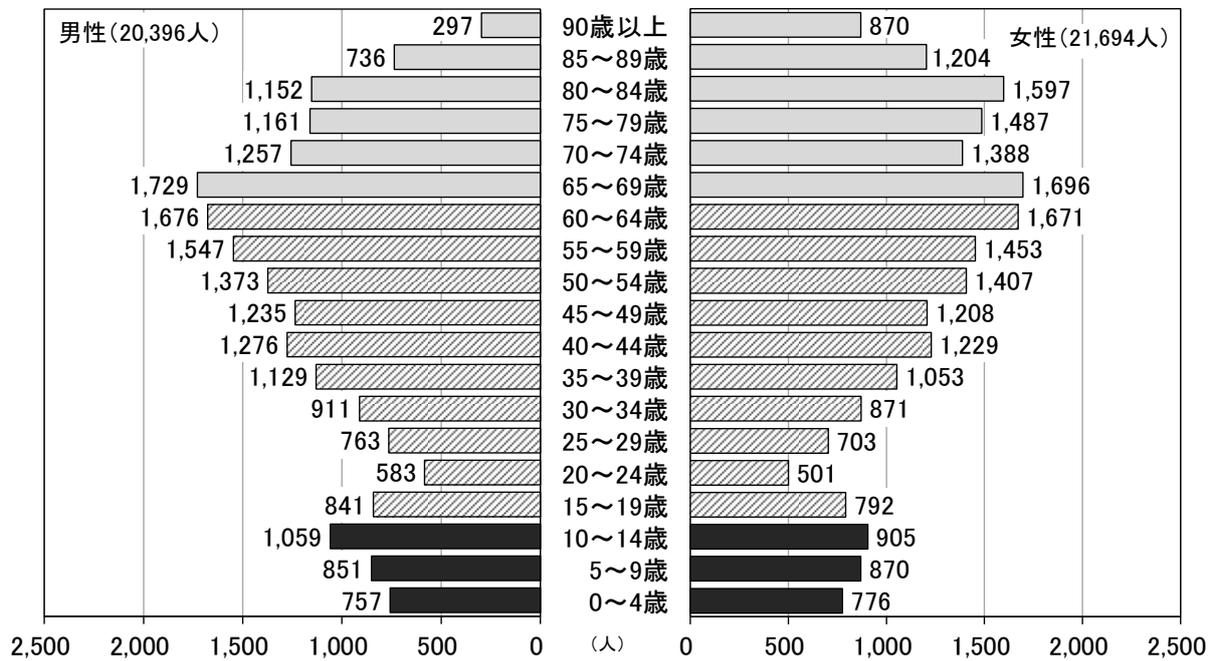
■年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

人口ピラミッドは、男女ともに65～69歳の人口が最も多くなっています。また、70歳以上のすべての年齢で女性が男性より多くなっています。

■人口ピラミッド

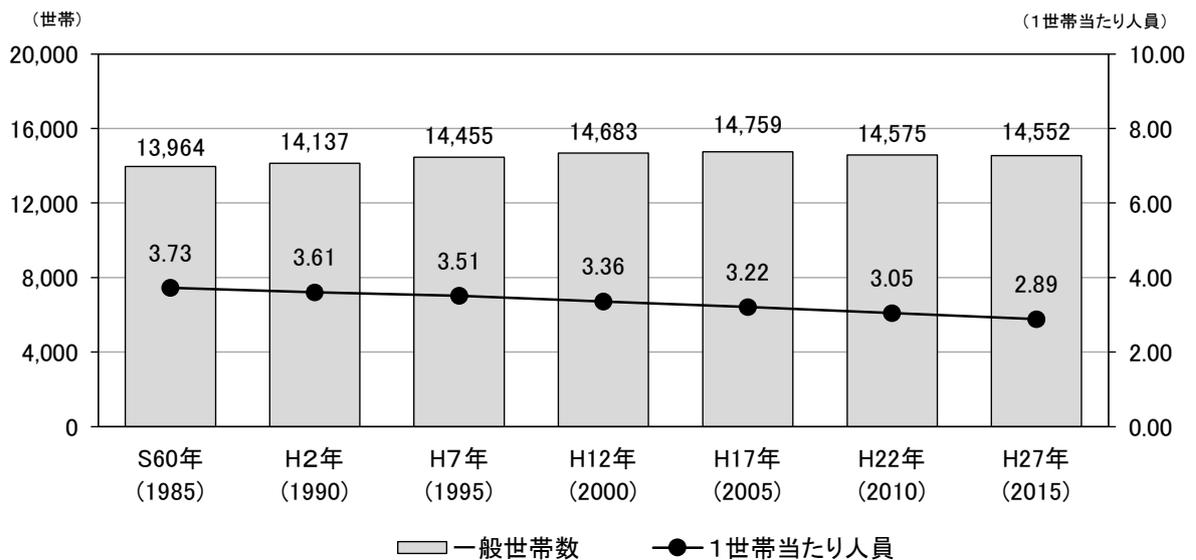


※年齢不詳者を除く。

資料:平成 27(2015)年国勢調査

一般世帯数は、平成 17(2005)年まで増加していましたが、それ以降は減少しています。1世帯当たり人員は、一貫して減少しており、世帯規模が縮小しています。

■一般世帯数と1世帯当たりの人員の推移



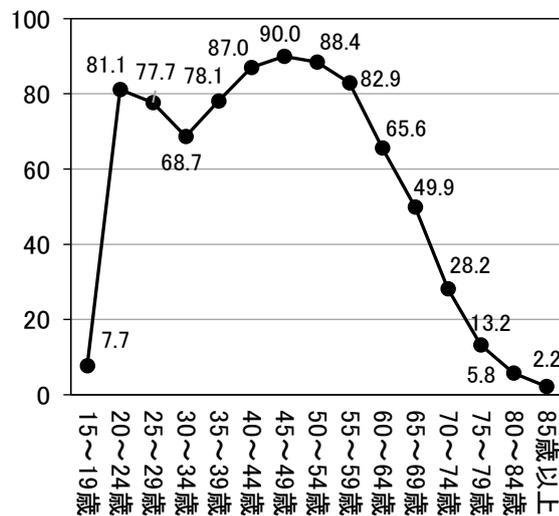
資料:国勢調査

(2) 分野別人権課題に関わる市民の状況

分野別課題に関わる各種統計の状況は、以下の通りとなっています。

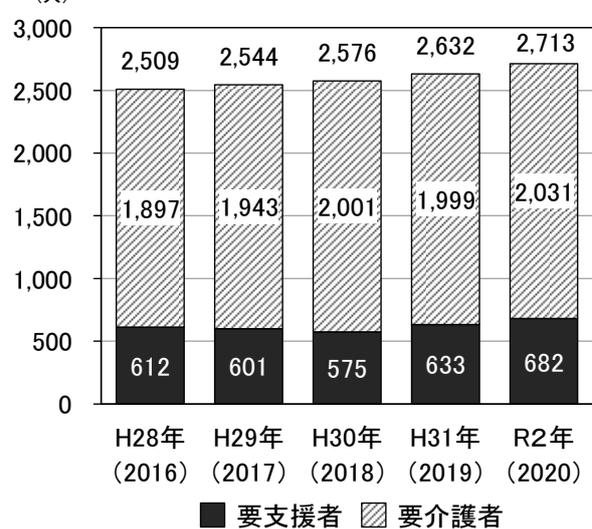
- 女性の労働力率は、20歳代から30歳代にかけて労働力率が低く、いわゆるM字カーブを描いています。妊娠や出産・子育てにより職を離れる女性が多いことがうかがえます。
- 要支援認定者・要介護認定者数は、年々増加傾向にあります。今後も高齢化の進行により、一層増加することが予測されます。
- 障害者手帳所持者は年々減少しています。一方で、手帳別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者数と療育手帳所持者数はやや増加しています。
- 外国人登録者数は年々増加しています。アジアや中南米、欧州等さまざまな国をルーツとする外国人が暮らしています。

■年代別女性の労働力率 (%)



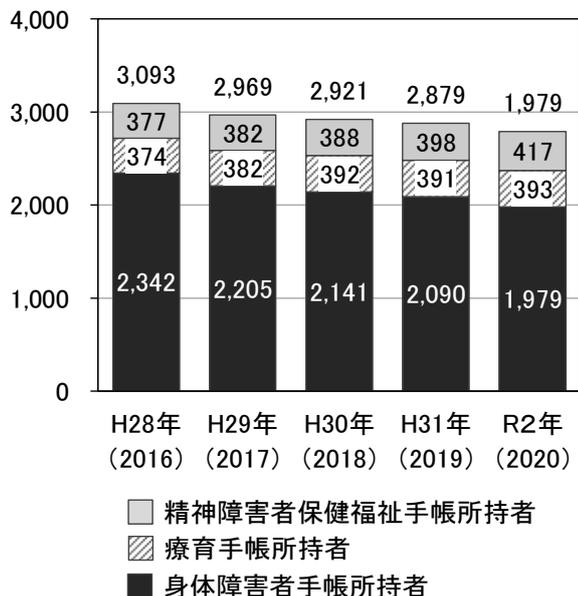
資料:平成27(2015)年国勢調査

■要支援認定者・要介護認定者数の推移 (人)



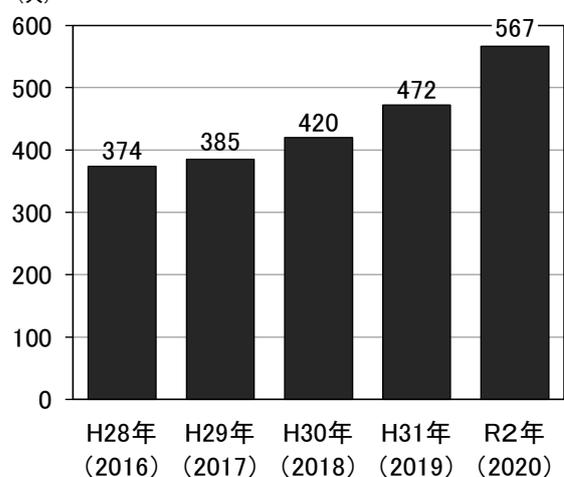
資料:介護保険事業状況報告(各年3月31日)

■障害者手帳所持者数の推移 (人)



資料:郡上市障がい福祉計画・障がい児福祉計画(各年3月31日)

■外国人登録者数の推移 (人)



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

2 アンケート結果のまとめ

(1) 調査の概要

本市における人権問題や課題を把握するため、アンケート調査を実施しました。

対象者	令和2（2020）年2月現在、郡上市に居住している住民より無作為抽出
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2（2020）年3月1日～3月13日
回収結果	48.0%（配布数：2,000件 回収件数：960件）

【参考】全国調査：平成29（2017）年10月実施「人権擁護に関する世論調査」

岐阜県調査：平成29（2017）年1月実施「平成29年度人権に関する県民意識調査」

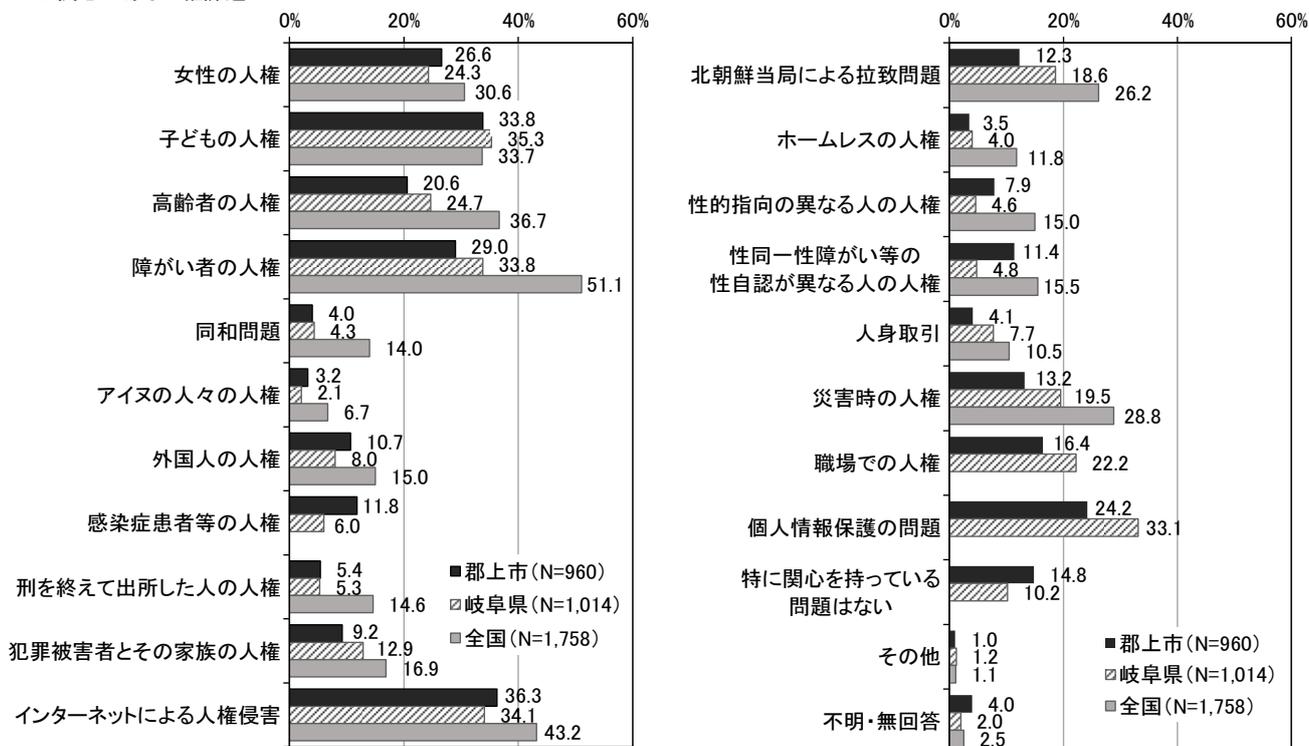
(2) 調査結果

【関心のある人権課題】

関心のある人権課題について、「インターネットによる人権侵害」が36.3%と最も高く、次いで「子どもの人権」が33.8%、「障がい者の人権」が29.0%となっており、市民の関心の高いテーマは多岐にわたっています。

岐阜県や全国と比較すると、本市では岐阜県より「性同一性障がい等の性自認が異なる人の人権」「感染症患者等の人権」「性的指向の異なる人の人権」等が高くなっています。一方で、「高齢者の人権」「障がい者の人権」「災害時の人権」等が全国や岐阜県より特に低くなっています。

■関心のある人権課題



※全国調査では「感染症患者等の人権」はなく、「HIV感染者等」が10.8%、「ハンセン病患者・回復者等」が11.2%であった。

※全国調査では「災害時の人権」が「東日本大震災に伴う人権問題」であった。

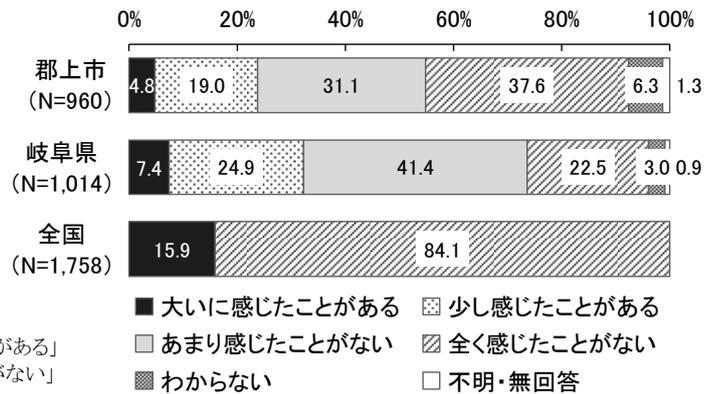
【自分や自分の家族が人権侵害を受けたと感じたこと】

自分や家族への人権侵害について、人権被害を受けたと『感じたことがない』が68.7%と、『感じたことがある』の23.8%より高くなっています。

岐阜県や全国と比較すると、本市では岐阜県より『感じたことがある』の割合が低く、全国の「ある」より高くなっています。

※『感じたことがある』:「大いに感じたことがある」と「少し感じたことがある」
 『感じたことがない』:「あまり感じたことがない」と「全く感じたことがない」
 ※全国調査の選択肢は「ある」「ない」のみ

■自分や自分の家族が人権侵害を受けたと感じたこと



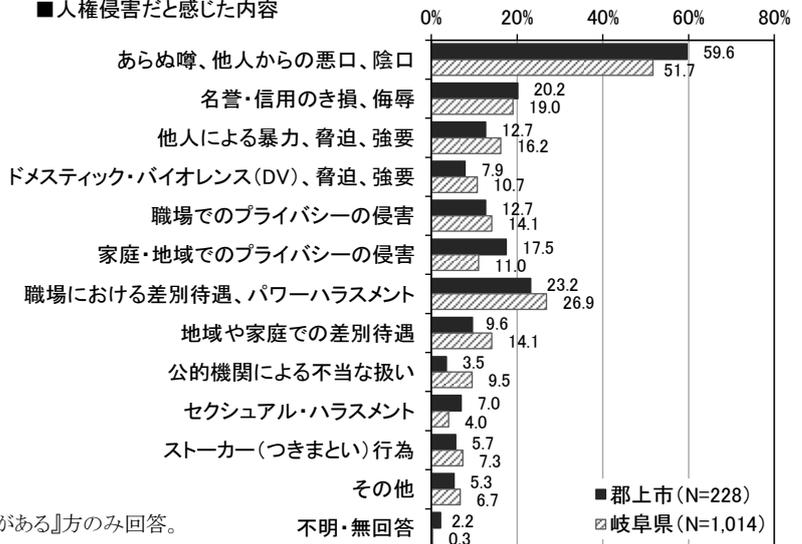
【人権侵害だと感じた内容】

人権侵害の内容について、「あらぬ噂、他人からの悪口、陰口」が59.6%と最も高く、次いで「職場における差別待遇、パワーハラスメント」が23.2%、「名誉・信用のき損、侮辱」が20.2%となっています。

岐阜県と比較すると、本市では「あらぬ噂、他人からの悪口、陰口」「家庭・地域でのプライバシーの侵害」が特に高くなっています。

※自分や自分の家族が人権侵害を受けたと『感じたことがある』方のみ回答。

■人権侵害だと感じた内容

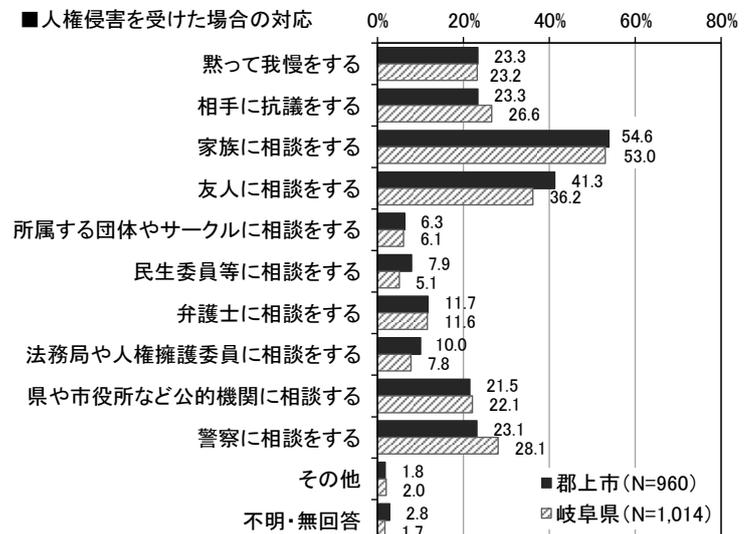


【人権侵害を受けた場合の対応】

人権侵害を受けた場合の対応について、「家族に相談をする」が54.6%と最も高く、次いで「友人に相談をする」が41.3%、「黙って我慢をする」「相手に抗議をする」がそれぞれ23.3%となっています。

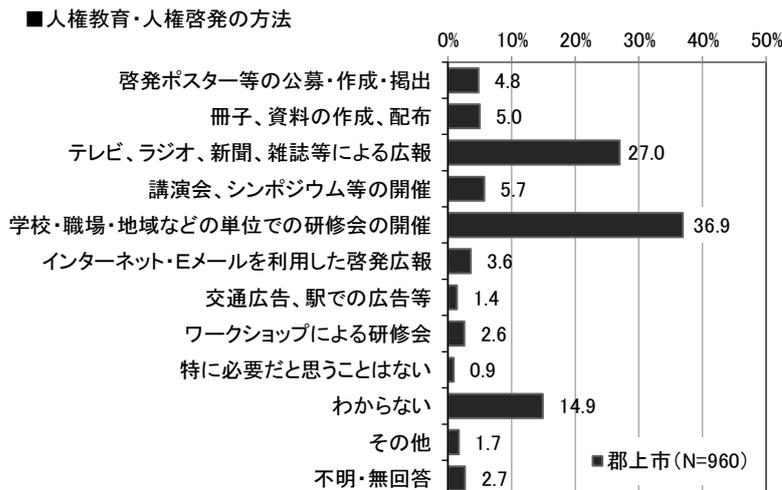
岐阜県と比較すると、本市では「友人に相談する」「民生委員等に相談する」が特に高くなっています。

■人権侵害を受けた場合の対応



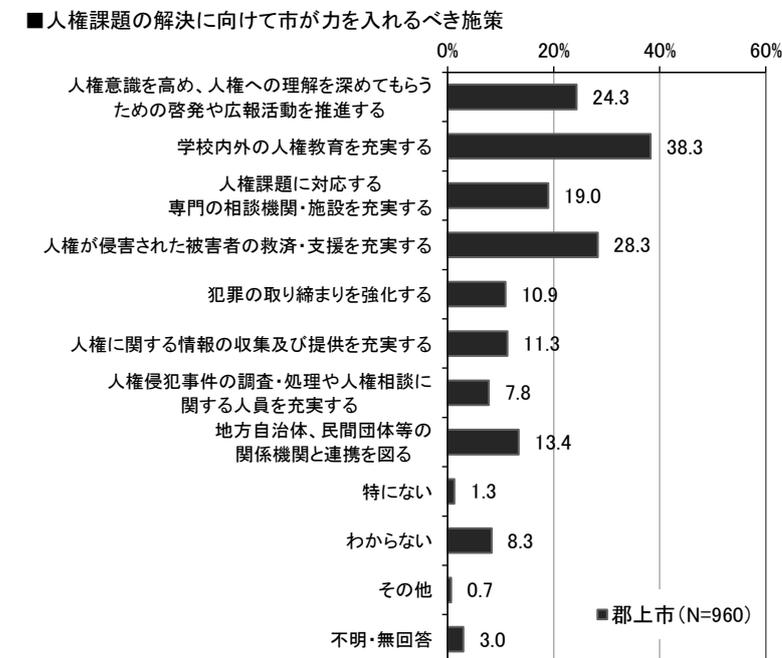
【人権教育・人権啓発の方法】

人権教育・人権啓発の方法について、「学校・職場・地域などの単位での研修会の開催」が36.9%と最も高く、次いで「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等による広報」が27.0%、「わからない」が14.9%となっています。



【人権課題の解決に向けて市が力を入れるべき施策】

人権課題の解決に向けて市が力を入れるべき施策について、「学校内外の人権教育を充実する」が38.3%と最も高く、次いで「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する」が28.3%、「人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発や広報活動を推進する」が24.3%となっています。



第3章 基本的な考え方

1 基本理念

人権とは、人が人らしく生きていくために認められている権利であり、誰もが生まれながらに持つ、誰からも侵されることのない権利です。

日本国憲法では、第11条において「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」とし、第14条において「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」としています。すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、認め合い、互いの人権を尊重し合うことが重要です。

また、本市は豊かな水や緑に築かれた地域であり、人々は自然との共生により思いやりの心を育んできました。先人が培ってきた思いやりの精神を今後も市民一人ひとりが持ち続けることが、人権尊重のまちの実現につながります。

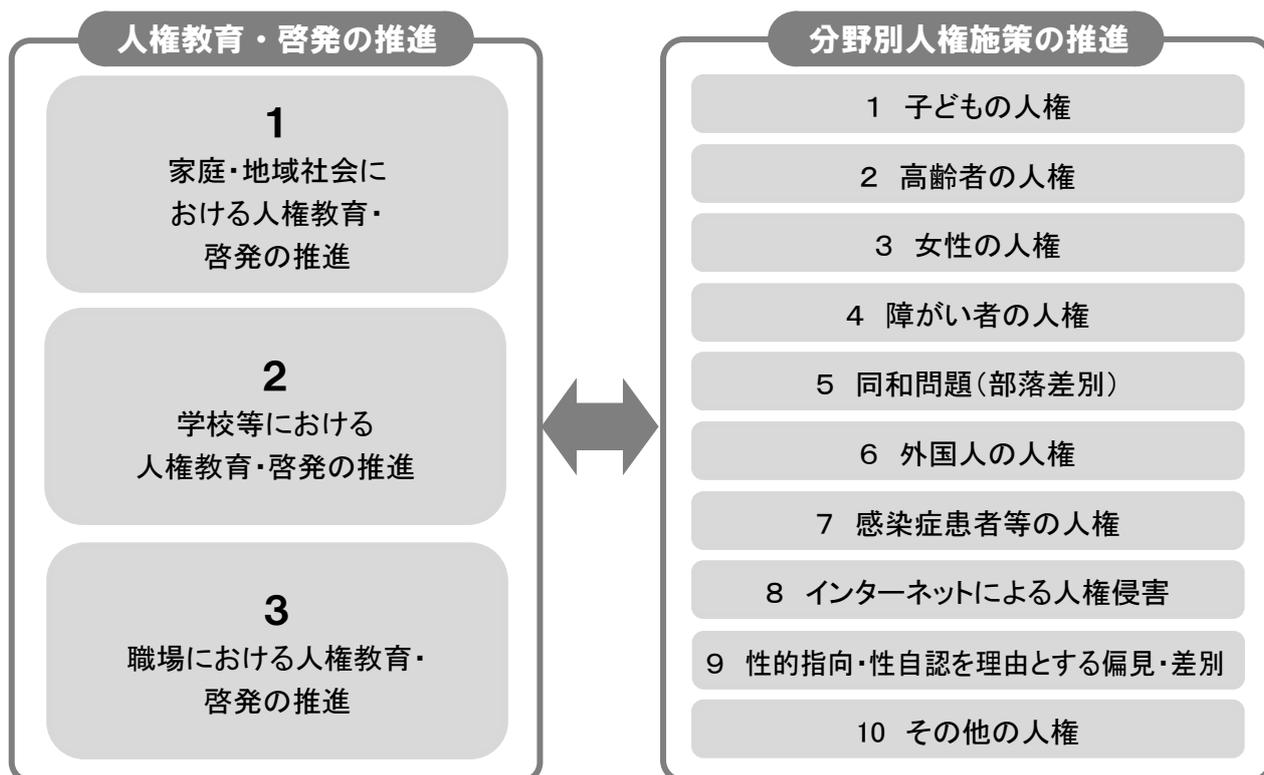
本指針では、こうした思いから基本理念を以下のように定め、本市の現状・課題を踏まえながら、人権教育や人権啓発に関する施策に取り組みます。

基本理念

共に認め合い 思いやる 人権尊重のまち 郡上

2 施策体系

基本理念に基づき、以下のような体系で人権に関わる取り組みを推進します。



第4章 人権教育・啓発の推進

1 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

現状・課題

家庭は、社会の基礎的な単位であり人権意識を養う場です。子どもは家庭での家族とのふれあいや日常生活を通じて、倫理観や自制心を育みます。しかしながら、核家族化やひとり親世帯の増加、ライフスタイルや働き方の多様化、地域のつながりの希薄化など、昨今の子育てを取り巻く環境の変化により、家庭における子育て力や教育力の低下、適切な生活習慣や社会性の習得ができないことなどが社会問題にもなっています。また、高齢化の進展により、寝たきりや認知症など介護や支援を必要とする高齢者が増加しており、老老介護の問題など要介護者を抱える家族の心身への負担は非常に大きくなっています。その結果、要介護者に対する虐待や介護放棄などの問題が生じています。

地域は最も身近な社会集団であり、さまざまな人との交流を通じて人権感覚を育む場です。しかし、社会情勢の変化から地域のつながりの希薄化が指摘されており、地域で人権意識を醸成する機会が失われつつあります。また、住民同士が互いを尊重し、自分らしく生きられる地域社会の実現が求められていますが、地域活動の役職等では性別による固定的な役割分担もみられます。国では、令和2（2020）年の「改正社会福祉法」の成立など、子ども・高齢者・障がいのある人などすべての人々が地域で活躍できる「地域共生社会」の実現に取り組んでいます。

本市では、家庭の教育力の維持・増進を図るための取り組みや、地域ぐるみの青少年育成活動を推進しています。令和元（2019）年度に実施した「郡上市人権に関するアンケート調査（以下、「アンケート調査」という。）では、人権課題の解決に向けて市が力を入れるべき施策について、「学校内外の人権教育を充実する」が38.3%と最も高く、次いで「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する」が28.3%、「人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発や広報活動を推進する」が24.3%となっています。

今後も、社会の変化や市民のニーズを踏まえた家庭や地域における人権教育・啓発の充実が求められます。

施策1 家庭における人権教育・啓発

取り組み	担当課
・ 広報誌や市のホームページなどにより、家庭における固定的な性別役割分担意識の解消を図るための情報提供や啓発を行います。	市民課
・ 子育てに関する冊子の発行や教室の開催により、学習支援、情報提供を行います。	児童家庭課 学校教育課
・ 子育て、介護、福祉など、総合的・横断的に課題を解決するための相談支援体制を整備します。	社会福祉課 高齢福祉課 健康課 児童家庭課

施策2 地域における人権教育・啓発

取り組み	担当課
・ 啓発資料などにより、人権尊重に関する情報提供を行います。	市民課
・ 郡上市人権擁護委員協議会を中心とした市内各地の催事会場での啓発活動を行います。	市民課
・ 公民館などでの各種学習、交流活動を充実します。	社会教育課
・ P T Aなどの学校教育関係団体の活動を支援します。	学校教育課
・ 関係団体との連携を強化します。	市民課 社会福祉課 学校教育課 社会教育課
・ 地域における固定的な性別役割分担意識に基づく慣行や習慣の解消を図るため、情報提供や啓発を行います。	市民課
・ 地域における多様な政策や方針を決定する過程への女性参画を促進します。	企画課

施策3 学習機会の充実

取り組み	担当課
・ 広報誌やパンフレットなどにより、人権意識について啓発します。	市民課
・ 人権週間などにおける啓発活動を行います。	市民課
・ 出前講座を通じて人権の学習機会を提供します。	市民課 社会教育課

2 学校等における人権教育・啓発の推進

現状・課題

保育園、幼稚園、学校等の教育の場は、子どもの人格の形成に大きな影響を与え、人権意識を育てる重要な役割を果たします。また、差別や偏見のない多様性のある社会を実現するには、子どもたちが教育の場でさまざまな人と交流し、多様な分野について学ぶことで、思いやりの心を育み、幅広い視野を持った態度・行動を身につけることが大切です。

一方で、子どもを取り巻く環境は変化しており、いじめや体罰、不登校など深刻な社会問題となっています。こうした課題を解決していくには、一人ひとりの人権意識の醸成とともに、子どもが安心して相談や支援を受けられる環境づくりが求められます。また、高齢化や国際化、情報化などによりめまぐるしく変化する社会情勢の中では、高齢者や障がいのある人、外国人等との交流や学習を通じて、さまざまな人権問題についての認識を深められる人権教育を行うことも大切です。

子どもへの人権教育の推進のためには、学校が家庭や地域社会と連携して教育活動を行うとともに、指導者である教職員や保育士等が人権についての適切な認識を持ち、さまざまな人権課題についての知識や理解を深めることが求められます。

本市では、「命の教育カリキュラム」を活用した自他の命を大切にすることを育成する教育を推進するとともに、さまざまな体験活動や「人権推進校事業」「人権七夕」活動等により、学校や地域の子どもが人権尊重の基礎を身につける取り組みを推進しています。また、いじめや不登校を限りなくゼロに近づけるよう、指導や相談体制づくりに取り組んでいます。

今後も教育活動を通じて、時代の流れを踏まえた人権教育を進めるとともに、より効果的な教育とするための指導者の資質の向上、家庭・地域社会・行政等との連携が求められます。

施策1 教育活動を通じた人権意識の醸成

取り組み	担当課
・就学前教育を通じて、幼児期にふさわしい道徳性を培う保育を推進します。	児童家庭課
・ボランティア活動や地域行事、地域活動への参加など、自然・福祉・勤労などに関わる多様な体験活動を充実します。	社会教育課
・人の多様性を尊重する意識を育むため、多様な人との交流機会を充実します。	学校教育課
・県が人権週間に設けている「ひびきあい活動」を通して、人権施策を推進します。	市民課 学校教育課
・小学校及び特別支援学校において、人権に関する標語や思いを短冊に書く「人権七夕」活動を実施します。	市民課
・小中学校において、「人権ひまわり視察（人権の花運動）」をはじめとした「人権推進校事業」を実施します。	市民課
・小中学校における「命の教育カリキュラム」をはじめ、学校教育における各教科、道徳など全教育活動を通じて、「自他の命を大切にする」等、人権尊重の意識を高める教育を推進します。	学校教育課

施策2 安心して学習できる環境の充実

取り組み	担当課
・子どもの人権に十分配慮した保育・教育を行います。	児童家庭課 学校教育課
・支援員や相談員の研修、マイサポーター制度の導入などにより、学校における相談体制を充実します。	学校教育課
・家庭、地域、行政と情報共有し、人権に関する問題の発生防止と対策を図ります。	市民課 学校教育課

施策3 教職員・保育士等の指導力の向上

取り組み	担当課
・教職員、保育士への研修を充実します。	児童家庭課 学校教育課
・教職員、保育士を対象とした人権に関する学習機会を充実します。	児童家庭課 学校教育課

3 職場における人権教育・啓発の推進

現状・課題

行政が市民や企業等事業所に適切な人権教育・啓発を行ったり、公正なサービスを提供したりするためには、市職員一人ひとりがさまざまな人権課題についての認識を持ち、人権尊重を基本として職務を遂行することが求められます。

本市では、職員に対する人権研修や、人権に関する講習会への参加を進めています。今後は新たな人権課題にも対応できるよう、日頃から人権に関する意識を高めるとともに、人権を意識した言動を常に心がけることが求められます。

また、企業等事業所は、地域社会を構成する一員として社会に貢献し、豊かな地域づくりに資する責務があります。事業主は、性別や年齢、国籍、障がいの有無等にとらわれず、誰もが活躍できる環境づくりを進めていく必要があります。公正な人事採用や評価、賃金・昇進の格差の解消、職場におけるいじめやセクシュアル・ハラスメント等の解決など、人権に関わる課題に取り組むことが求められます。

国では、昭和 61（1986）年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が施行され、男女の均等な機会、待遇の確保について取り組みが進められました。近年では、平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の施行、平成 28（2016）年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の改正、令和 2（2020）年に「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）の施行など、誰もが働きやすい環境の整備が進められています。

今後も、市職員の人権意識の高揚を図る人権教育・啓発を強化するとともに、企業等事業所においても人権に配慮した職場環境の整備が求められます。また、市民への人権意識啓発において、官民が協働した施策に取り組むことも必要です。

施策1 行政における人権教育・啓発の充実

取り組み	担当課
・市職員を対象とした人権研修を実施します。	市民課 人事課
・市職員の研修、講演会などへの参加を促進し、人権意識の高揚を図ります。	市民課 人事課
・個人情報保護に対する市職員の意識啓発を図る研修等を実施します。	総務課

施策2 企業等事業所への人権教育・啓発

取り組み	担当課
・「男女雇用機会均等法」「障害者雇用促進法」など、労働関係法を周知します。	商工課 企画課
・「公正採用選考人権啓発推進員」制度を周知します。	市民課
・人権意識の啓発のため、企業等事業所の講演会等への参加を促進します。	市民課
・セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント防止など、職場環境改善に向けた周知・啓発を行います。	商工課
・「偽装請負」「賃金不払残業」などの違法行為について周知します。	商工課
・子育て支援等に取り組んでいる事業所の紹介や制度の周知を行います。	商工課

施策3 企業等事業所における人権教育・啓発

取り組み	担当課
・企業等事業所での人権教育、啓発に対する情報提供を行います。	市民課

第5章 分野別人権施策の推進

1 子どもの人権

現状・課題

近年、少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域コミュニティの希薄化、インターネットや携帯電話・スマートフォンの普及により、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした社会変化も影響し、児童虐待、いじめ、不登校、引きこもり、貧困等の子どもの人権に関する問題は複雑化・深刻化しています。

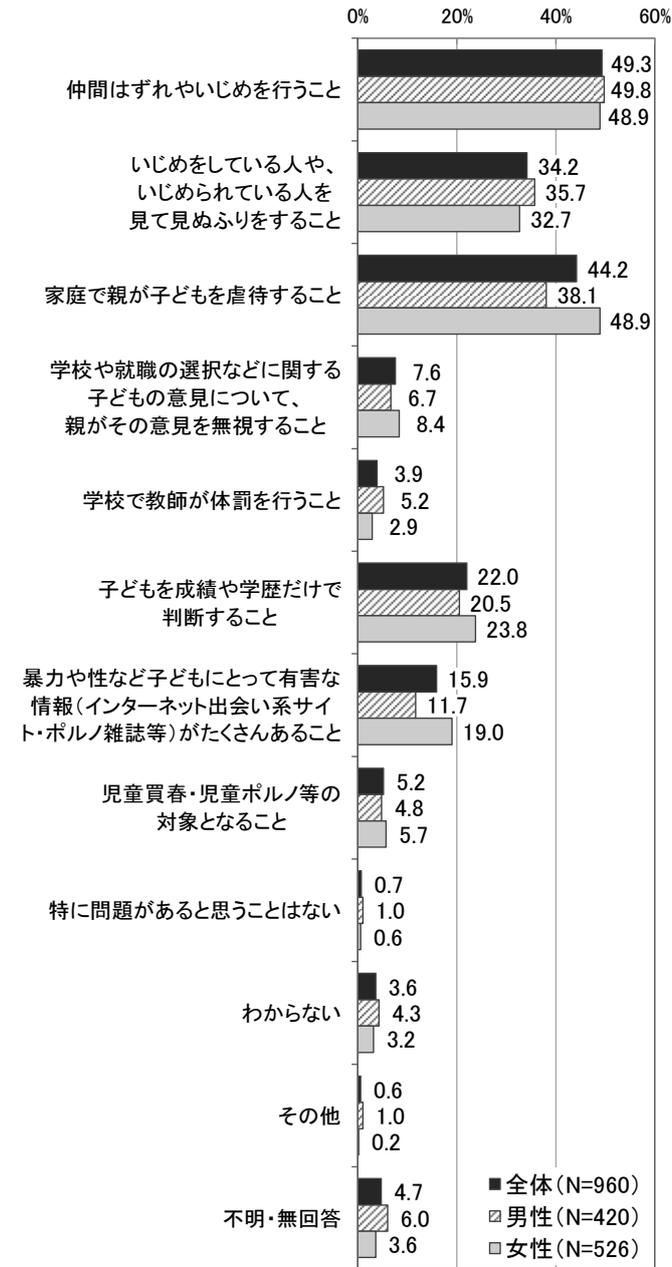
世界では、昭和34（1959）年に国連において「児童の権利に関する宣言」が宣言され、児童に特別な保護を与えることの必要性が明確にされました。しかし、その後も貧困による児童売買や、児童虐待等が報告されていたため、昭和54（1979）年を「国際児童年」とすることが採択されました。また、平成元（1989）年には子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が採択されました。

国では、昭和22（1947）年に「児童福祉法」が制定され、昭和26（1951）年には「児童憲章」が定められました。平成6（1994）年には国連で採択された「子どもの権利条約」を批准し、子どもの最善利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意されました。その後、平成11（1999）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）の制定、さらに、平成12（2000）年に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）の制定、また社会変化に応じた「児童福祉法」の改正等の法整備が進んでいます。近年では平成25（2013）年に「いじめ防止対策推進法」（いじめ対策法）、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策法）が制定され、社会状況を踏まえた子どもを取り巻く課題への対応が図られています。

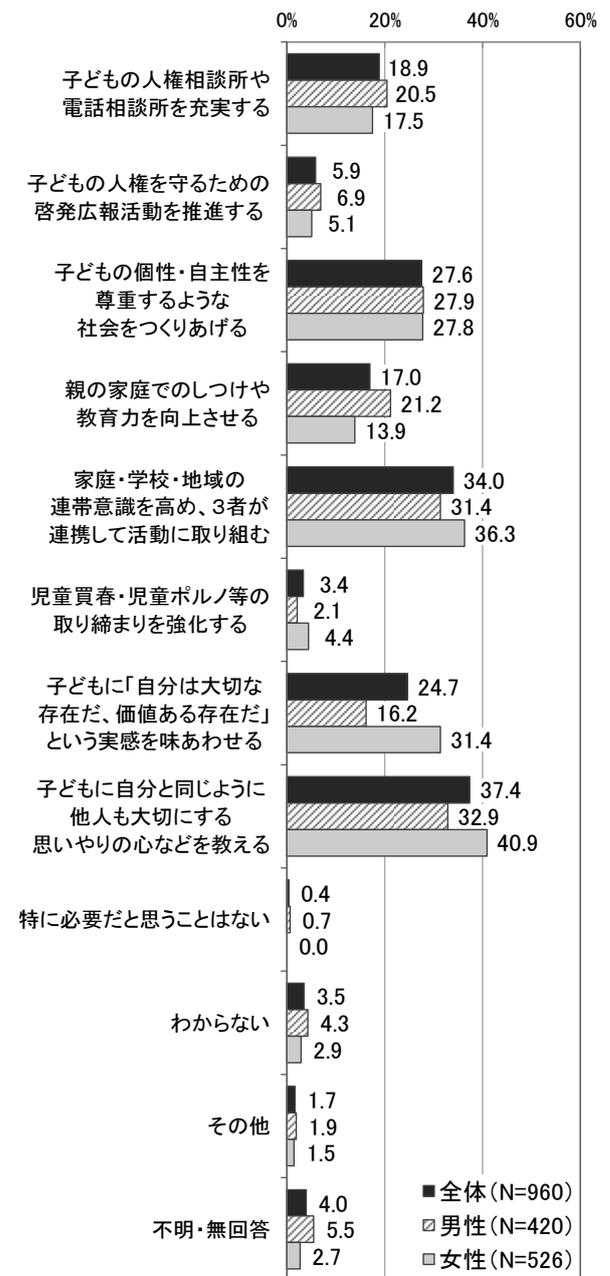
本市では、令和2（2020）年に「第2期郡上市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもや子育て支援の充実を図っています。

アンケート調査では、子どもに関することで人権上問題なことについて、「仲間はずれやいじめを行うこと」が49.3%と最も高く、次いで「家庭で親が子どもを虐待すること」が44.2%となっており、いじめや虐待に対する関心が高いことがわかります。また、子どもの人権を尊重するために必要なことについて、「子どもに自分と同じように他人も大切にする思いやりの心などを教える」が37.4%と最も高く、次いで、「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、3者が連携して活動に取り組む」が34.0%となっています。関係機関が連携し、子育て支援や人権教育に取り組む必要があります。

■子どもに関することで人権上問題なこと



■子どもの人権を尊重するために必要なこと



施策1 子どもの人権を尊重する意識づくり

取り組み	担当課
・ 広報誌や市のホームページなどにより、子どもの人権について啓発します。	市民課
・ 講演会や人権週間などにより、子どもの人権について啓発します。	市民課
・ 「郡上市子ども・子育て支援事業計画」の推進、周知を図ります。	児童家庭課
・ 世代間交流事業などによるふれあいの機会を設けます。	児童家庭課 社会教育課

施策2 子どもへの人権教育の推進

取り組み	担当課
・ 県が人権週間に設けている「ひびきあい活動」を通して、人権施策を推進します。 【再掲】	市民課 学校教育課
・ 各学校の「人権に関する宣言」等の具現化を目指した活動を推進します。	学校教育課
・ 「人権週間」や「人権教育推進校」の啓発、支援により人権教育を推進します。	市民課
・ 小中学校における「命の教育カリキュラム」をはじめ、学校教育における各教科、道徳など全教育活動を通じて、「自他の命を大切にする」等、人権尊重の意識を高める教育を推進します。【再掲】	学校教育課
・ 高齢者疑似体験等、授業による福祉学習を推進します。	社会福祉課
・ 中学生が乳児やその親と直接ふれあう「赤ちゃんふれあい体験」の授業を通して、命の尊さを学ぶ機会の拡充を推進します。	児童家庭課 社会教育課 健康課
・ さまざまな世代や異文化との交流、体験の機会の充実を図ります。	学校教育課 社会教育課

施策3 いじめ防止・相談等の充実

取り組み	担当課
・ スクールカウンセラー、相談員等の活用や「マイサポーター制度」により学校での相談支援体制の充実を図ります。	学校教育課
・ 人権教育研修やいじめ未然防止研修を開催し、各学校の「いじめ防止基本方針」の徹底を図ります。	学校教育課
・ 人権集会や児童会活動、生徒会活動、交流会等を通して、子どもたちが主体的にいじめの防止や解消に取り組める教育を推進します。	学校教育課

施策4 児童虐待防止の推進

取り組み	担当課
・リーフレット等の配布、街頭啓発により、児童虐待防止について正しい知識を普及・啓発します。	児童家庭課
・「郡上市いのち支えあい虐待防止推進協議会」の機能を強化します。	児童家庭課 社会福祉課
・体罰によらない子育て等、子どもの権利擁護について周知・啓発します。	児童家庭課
・家庭における子育てに関する不安や悩み、児童虐待に関する連絡・相談に対して家庭児童相談員が相談を行います。	児童家庭課
・赤ちゃん訪問事業や養育支援訪問事業などを通じ、地域における子育ての孤立を防ぐとともに、必要に応じて専門的支援を実施します。	児童家庭課 健康課
・保育園・幼稚園・学校・病院等の関係機関の連携を強化し、虐待の早期発見、早期対応に努めます。	児童家庭課 学校教育課

施策5 子育て支援体制の充実

取り組み	担当課
・一時預かりや放課後児童クラブ等、多様な託児サービスの提供体制を整備します。	児童家庭課
・子育てに関する情報提供や相談体制の充実を図り、子育て中の保護者への支援活動を行います。	児童家庭課

2 高齢者の人権

現状・課題

少子高齢化が急速に進展する中、高齢者の意欲と能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保、知識や経験を生かした地域社会活動の場の拡大など、高齢者がいきいきと活躍できる社会づくりが求められています。また、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、介護を必要とする高齢者が増えることにより、介護負担や介護疲れによる家族間の不和、高齢者虐待、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分するなど、高齢者の人権を侵害する問題が大きな社会問題となっています。

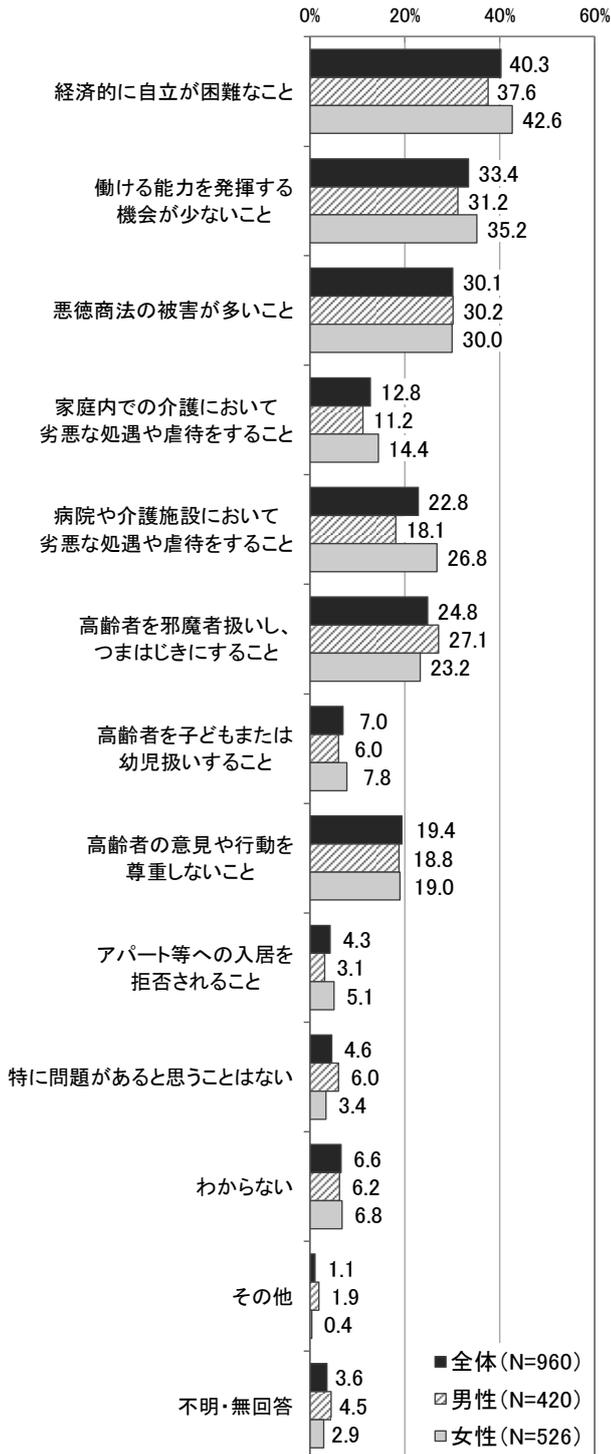
世界では、昭和 57（1982）年に国連が第 1 回高齢者問題世界会議を開催し、「高齢者問題国際行動計画」が採択されました。平成 3（1991）年には「高齢者のための国連原則」が採択され、自立、参加、ケア、自己実現、尊厳の 5 つの領域における高齢者の地位について普遍的な基準が設定されています。平成 4（1992）年には国連総会において、平成 11（1999）年を「国際高齢者年」とする決議がされました。

国では、昭和 38（1963）年に「老人福祉法」を制定し、昭和 57（1982）年の「老人保健法」の制定を経て、平成元（1989）年に「ゴールドプラン」を策定し、在宅福祉対策を進めてきました。その後急速な高齢化に対応するため、平成 6（1994）年に「新ゴールドプラン」を策定、平成 7（1995）年に「高齢社会対策基本法」を施行し、翌年には「高齢社会対策大綱」が策定されました。平成 12（2000）年には「介護保険制度」が導入され、社会全体で高齢者を支える仕組みづくりが進められています。平成 18（2006）年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）を施行し、高齢者の虐待からの救済及び介護者の支援に関する取り組みが推進されています。

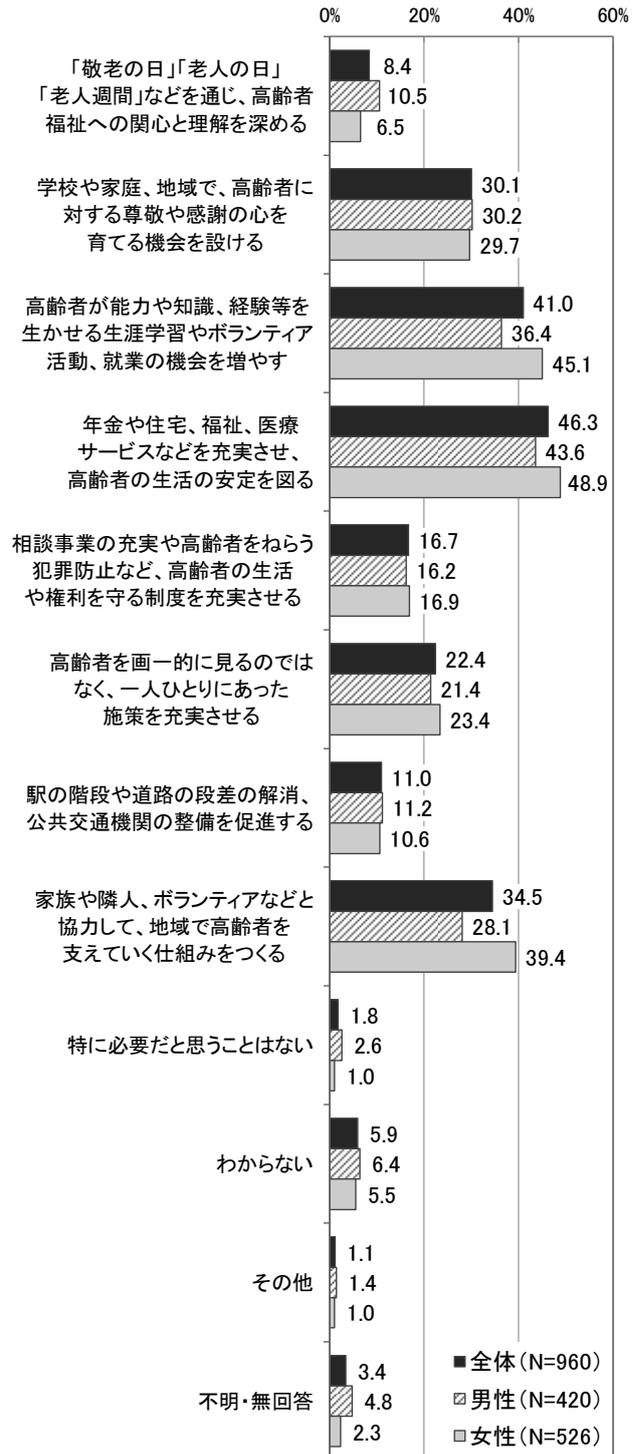
本市では、介護保険制度開始以降 3 年ごとに「郡上市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定・見直しを行い、介護保険制度や高齢者の状況を踏まえた高齢者福祉施策や介護保険施策を推進しています。権利擁護の分野では、高齢者虐待や消費者被害の防止、成年後見制度の利用等の支援に向けた体制の整備を進めています。

アンケート調査では、高齢者に関することで人権上問題なことについて、「経済的に自立が困難なこと」が 40.3%と最も高く、次いで「働ける能力を發揮する機会が少ないこと」が 33.4%となっています。また、高齢者の人権を尊重するために必要なことについて、「年金や住宅、福祉、医療サービスなどを充実させ、高齢者の生活の安定を図る」が 46.3%と最も高く、次いで「高齢者が能力や知識、経験等を生かせる生涯学習やボランティア活動、就業の機会を増やす」が 41.0%となっています。高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の人権についての意識啓発や、虐待防止などの権利擁護に取り組むとともに、できる限り自立して生きがいを持って暮らしていけるための支援や環境整備が求められます。

■高齢者に関することで人権上問題なこと



■高齢者の人権を尊重するために必要なこと



施策1 高齢者の人権を尊重する意識づくり

取り組み	担当課
・広報誌や市のホームページなどにより、高齢者の人権について啓発します。	市民課
・福祉推進校事業など、高齢者への理解を深める学校教育を充実します。	社会福祉課 社会福祉協議会
・講演会や人権週間などにより、高齢者の人権について啓発します。	市民課
・敬老会事業や長寿者褒賞事業などの実施により、敬老意識の高揚を図ります。	高齢福祉課

施策2 高齢者の権利擁護、虐待防止の推進

取り組み	担当課
・住民の主体的な見守り支援活動の推進等により、支援の必要な高齢者の把握に努めます。	高齢福祉課
・高齢者虐待の早期発見と地域包括支援センターへの情報提供体制づくり、関係機関との連携を強化します。	高齢福祉課
・介護サービス相談員を市内の介護サービス事業所へ派遣し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス事業所の質の向上を図ります。	高齢福祉課
・成年後見制度や権利擁護事業の利用を促し、判断能力が低下している高齢者の尊厳が保たれるよう対応します。	高齢福祉課
・「認知症サポーター養成講座」等を通じて、認知症に対する正しい理解と接し方の普及に努めます。	高齢福祉課

施策3 高齢者やその家族が安心して暮らすための支援

取り組み	担当課
・地域包括支援センターの機能を強化し、相談支援体制の充実を図ります。	高齢福祉課
・介護保険サービスや地域支援事業等の利用を促進します。	高齢福祉課
・家族介護者に対する支援を行います。	高齢福祉課
・民間事業所と見守り協定を結ぶなど、高齢者を支える地域づくり事業の充実を図ります。	高齢福祉課
・高齢者を取り巻く災害時支援体制の構築、防犯に関する情報提供等、防犯・防災対策を推進します。	総務課 高齢福祉課

施策4 高齢者の自立と生きがいづくりへの支援

取り組み	担当課
・高齢者が健康で生きがいを持って暮らし続けられるよう、介護予防事業を推進します。	高齢福祉課
・シニアクラブなど高齢者組織を支援し、軽スポーツレクリエーション活動、生涯学習活動への参加を推進します。	高齢福祉課
・シルバー人材センターの運営支援等を通じて元気な高齢者の就労を推進します。	高齢福祉課
・「高齢者生活支援サポーター」としての活動や、高齢者のボランティア活動などの社会参加を促進します。	高齢福祉課 社会教育課
・地域主体の通いの場の運営を支援するとともに、支援者（介護予防サポーター）の養成を行います。	高齢福祉課

3 女性の人権

現状・課題

性別に関わりなく、個人が一人ひとり尊重される社会の実現が求められますが、歴史的には女性は男性と比べて不利な立場におかれることが多くありました。近年では男女平等の意識が定着しはじめていますが、家庭や職場、地域、政治分野等、男女平等が実態として進んでいない場面も依然としてみられます。

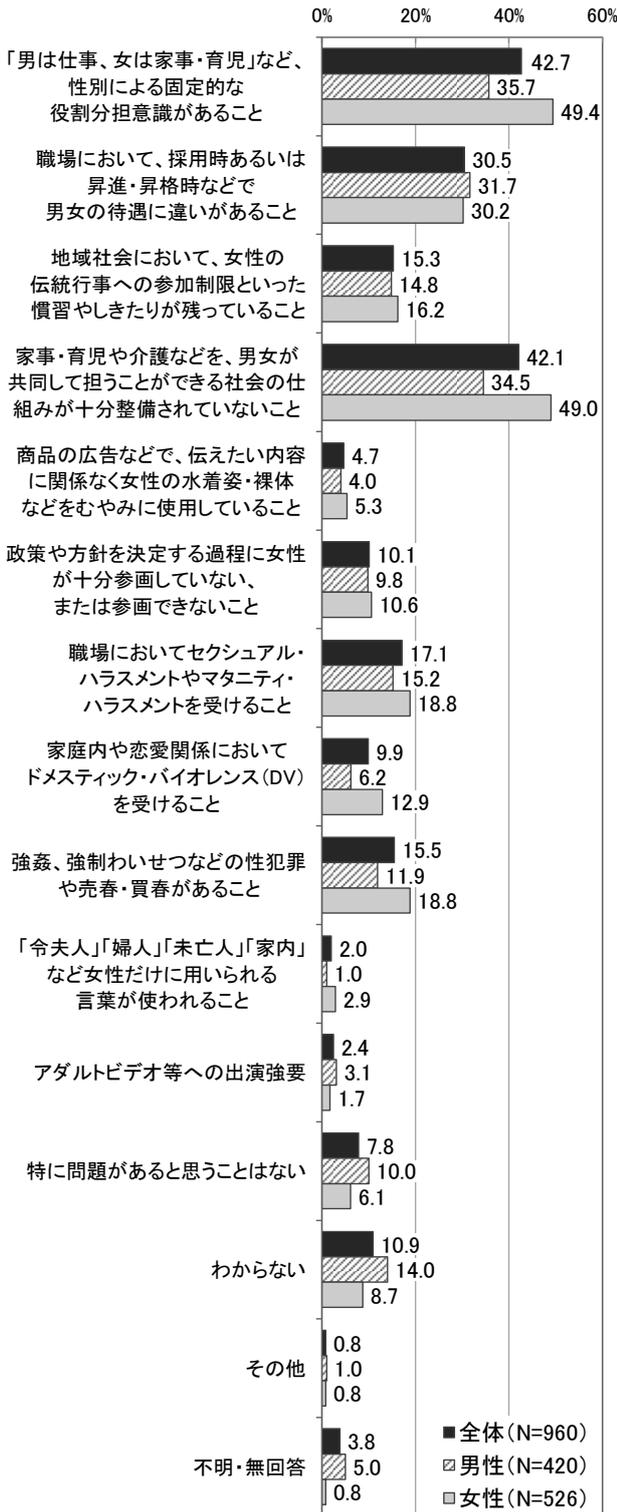
世界では、国連が中心となり、女性の地位向上や男女平等の取り組みを進めてきました。昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機に、その後 10 年間を「国連婦人の 10 年」とし、昭和 54（1979）年には「女子差別撤廃条約」を採択しました。平成 12（2000）年には「女性 2000 年会議」が開催され、女性の人権に関する成果文書が採択されました。

国では、昭和 60（1985）年に「女子差別撤廃条約」を批准し、同年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）を制定しました。その後、平成 8（1996）年に「男女共同参画 2000 年プラン」の策定、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を施行し、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の社会を決定する最重要課題として位置づけられました。近年では、平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定され、働く場での活躍を希望する女性の個性と能力が発揮された社会の実現のための取り組みが進められています。また、平成 12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）を制定し、女性に対する暴力を防止する法制度の整備に取り組んでいます。

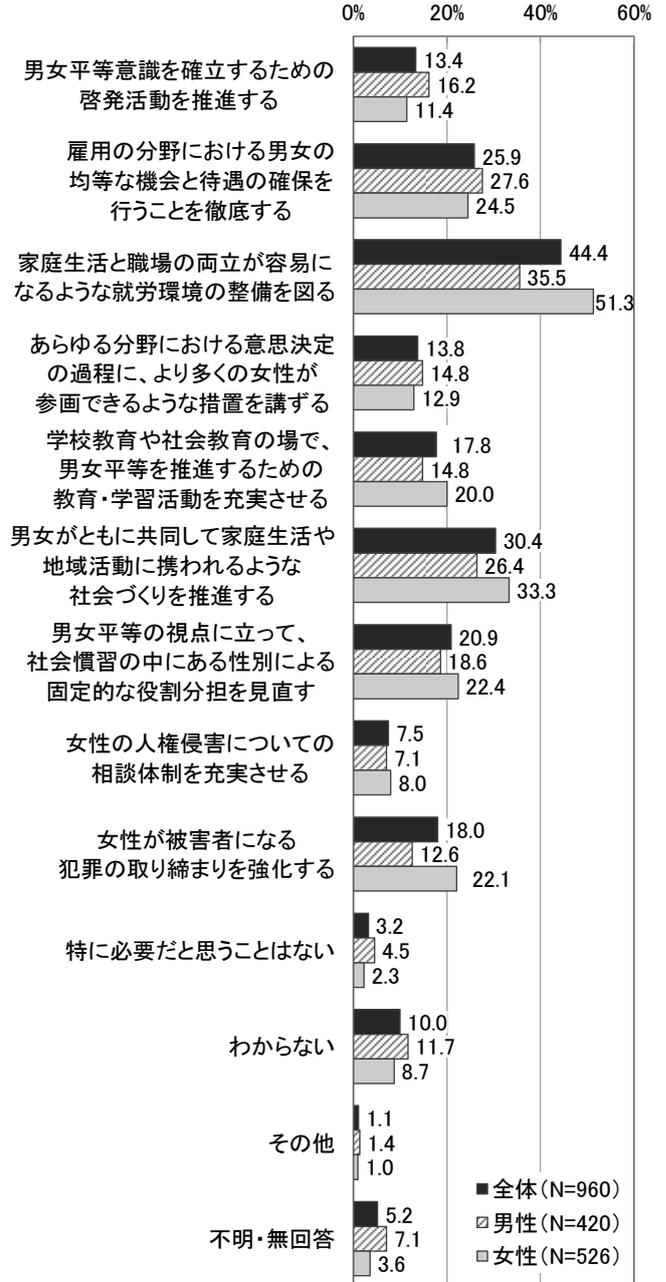
本市では、平成 30（2018）年に「郡上市男女共同参画推進条例」を施行し、人権の尊重、多様な生き方への配慮、方針等の立案や決定過程への参画、家庭と仕事等の両立、取り組みへの理解と連携の 5 つを基本理念のもと、市民や関係機関が連携・協力し、男女共同参画を推進していくこととしています。また、令和元年（2019）年度に「第 3 次郡上市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会を形成するための施策を、総合的かつ計画的に推進しています。

アンケート調査では、女性に関することで人権上問題なことについて、「『男は仕事、女は家事・育児』など、性別による固定的な役割分担意識があること」が 42.7%と最も高く、次いで「家事・育児や介護などを、男女が共同して担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」が 42.1%となっています。また、女性の人権を尊重するために必要なことについて、「家庭生活と職場の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」が 44.4%と最も高く、次いで「男女がともに共同して家庭生活や地域活動に携われるような社会づくりを推進する」が 30.4%となっています。家庭や職場など、あらゆる場面で男女が平等に活躍できる意識の醸成や、環境づくりが求められます。

■女性に関することで人権上問題なこと



■女性の人権を尊重するために必要なこと



施策1 男女共同参画や男女平等の意識づくり

取り組み	担当課
・広報誌や市のホームページなどにより、男女共同参画や男女平等についての情報提供や啓発を行います。	企画課
・広報誌や市のホームページなどにより、女性の人権について啓発します。	市民課
・郡上市男女共同参画サポーターと連携し、男女共同参画を理解するための講座や「ともいきフェア」等の市民が参加できるイベントを開催します。	企画課
・「男女雇用機会均等法」等の法令や「郡上市男女共同参画推進条例」等について、広報誌やケーブルテレビ等を活用し、周知を図ります。	企画課 商工課
・子育てや介護、働き方、ライフステージに合わせた講座や同世代の親同士が学び合う家庭教育学級を開催し、男女共同参画の視点に立った生涯学習を推進するとともに、情報を生涯学習情報誌「まなびネット郡上」を通じて周知します。	社会教育課
・男性の家庭への参加を推進する厚生労働省の「イクボスアワード」等の認定制度を周知、推進します。	企画課

施策2 女性に対する暴力の根絶と被害者支援

取り組み	担当課
・広報誌やリーフレット等の配布、街頭啓発により、DV等の防止について正しい知識を普及・啓発します。	児童家庭課
・DVに関する相談機関情報・支援情報について周知するとともに、DV被害者支援に係るワンストップサービスを実施するなど、体制を充実します。	児童家庭課
・「郡上市いのち支え合い虐待防止推進協議会」において、DV被害者支援における関係機関の連携を強化します。	児童家庭課
・相談員の資質向上や各振興事務所での対応をマニュアル化するなど、DV被害者の2次被害の防止に努めます。	児童家庭課
・関係機関と連携しながら、心のケアや住宅の確保、就労に向けた支援など、DVの被害者の自立支援に努めます。	児童家庭課

施策3 仕事と家庭調和のための支援

取り組み	担当課
・毎年刊行する「子育てガイドブックわわわ」や市のホームページ、広報誌等を通じて、育児、介護休業制度について周知します。	社会教育課 児童家庭課 健康課
・低年齢児保育、延長保育、一時保育の充実や、放課後児童クラブの施設整備や指導員確保の支援、一時預かりのための事業の実施など、多様な子育てのニーズに応じた支援サービスを充実します。	児童家庭課
・子育て世代包括支援センター、子育て支援センター、児童館、幼稚園・保育園における相談の実施や、市内各地に子育てサロン等を開設するなど、子育てに関する相談体制を充実します。	児童家庭課 健康課
・家族による介護負担の軽減を図る介護サービス等の充実をします。	高齢福祉課

施策4 女性の社会参加の促進

取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 「郡上市男女共同参画プラン」の普及・啓発を行います。 	企画課
<ul style="list-style-type: none"> 審議会等における女性参画機会を拡大します。 	全課
<ul style="list-style-type: none"> セミナーや個別相談によるライフプランを提案する取り組みや女性のリーダーシップ研修の促進、事業主を対象としたセミナー等を通じて、ポジティブ・アクションを推進します。 	商工課
<ul style="list-style-type: none"> 事業所に向けてハラスメント防止、女性だけでなく男性に向けた育児休業の取得、ワーク・ライフ・バランスの推進、男女雇用機会均等法等に関するセミナーを開催し、情報提供や意識啓発を図ります。 	商工課
<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の作成についての啓発や、厚生労働省の「くるみん認定制度」や県の「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度」等について認定取得を促すなど、ワーク・ライフ・バランスを推進します。 	商工課
<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍推進法」に基づく事業について情報提供を行います。 	企画課 商工課

4 障がい者の人権

現状・課題

障がいの有無に関わらず誰もが活躍できるノーマライゼーション社会の実現が求められる中で、障がいに対する差別的な考えが起因した悲惨な事件が発生するなど、障がいのある人への理解促進が必要となっています。

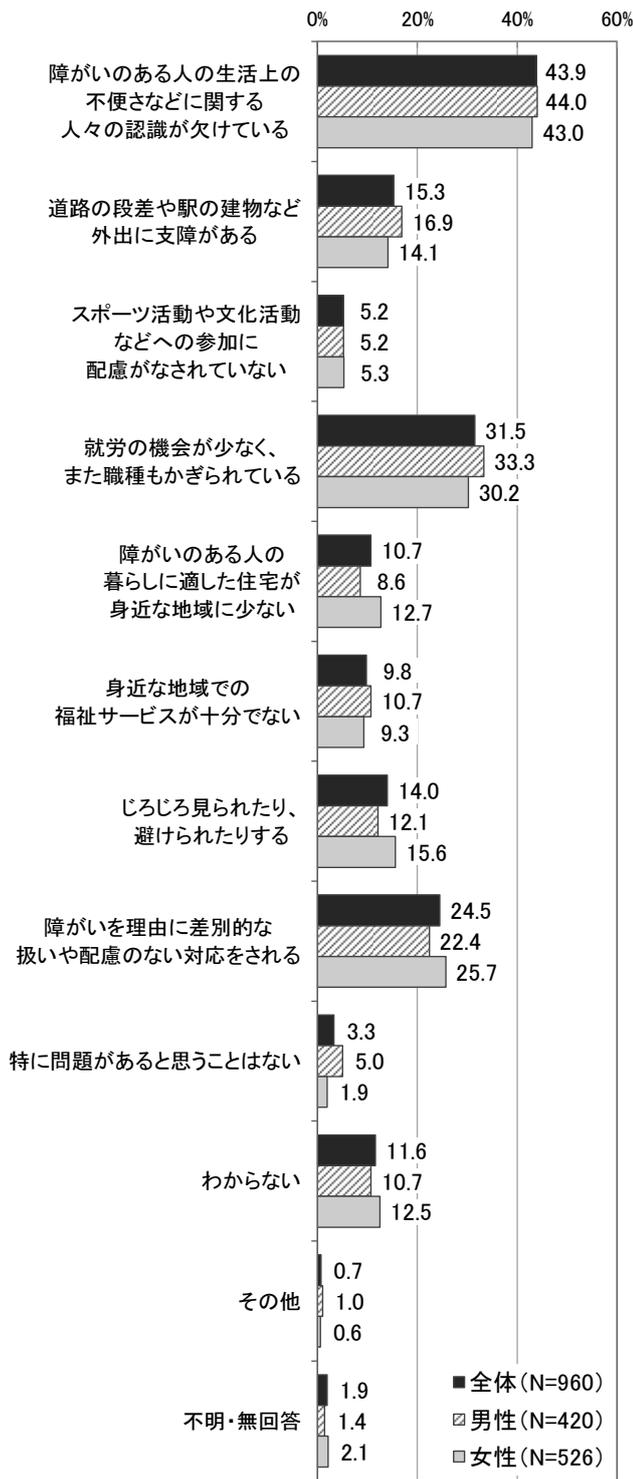
世界では、国連が昭和 56（1981）年を「国際障害者年」とし、「完全参加と平等」という理念のもと、障がいのある人の機会や権利を擁護する取り組みが進められました。平成 18（2006）年には「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択され、さまざまな分野で障がいのある人の権利を保障するための取り組みを締約国に求めています。

国では、平成 5（1993）年に「心身障害者対策基本法」を改正し施行された「障害者基本法」において『すべての障がい者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられること』が基本理念としてうたわれています。近年では「障害者権利条約」の批准に向け、平成 23（2011）年に「障害者基本法」の改正、平成 24（2012）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、平成 25（2013）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）、平成 28（2016）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行等の法整備が進み、平成 26（2014）年には「障害者権利条約」を批准し、わが国で効力が生じることとなりました。

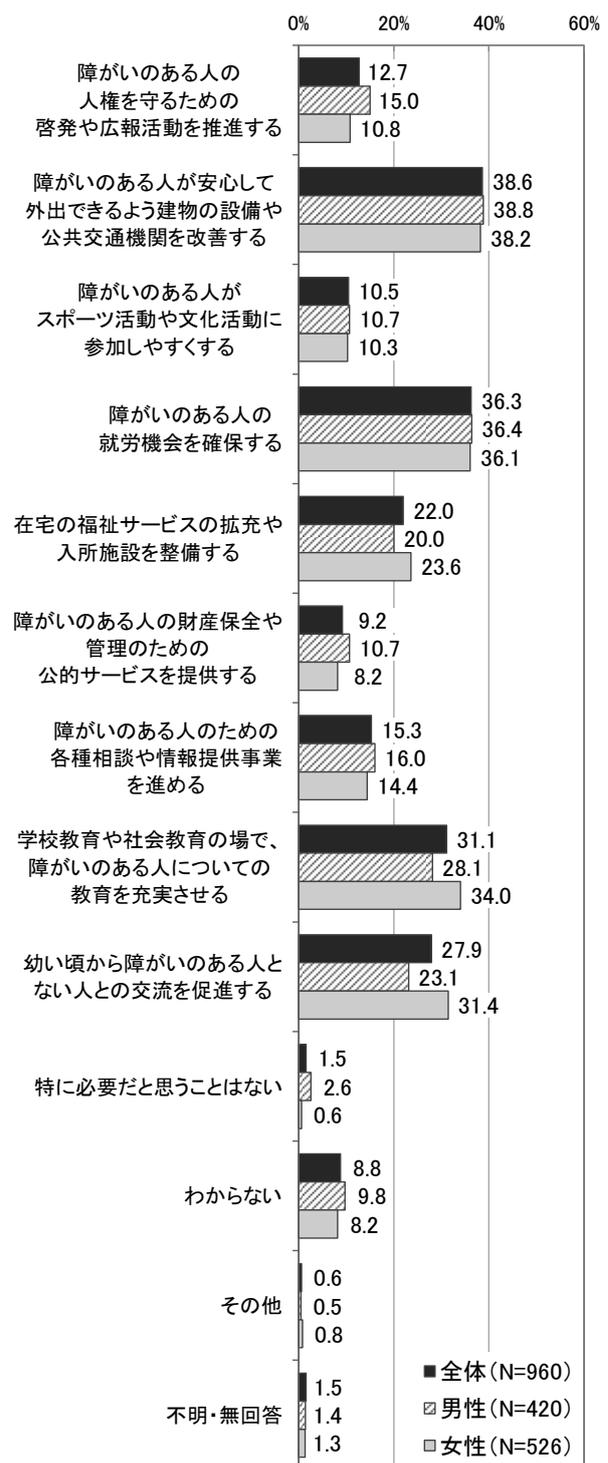
本市では、「郡上市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策を推進しています。権利擁護の分野では、障がいに対する差別や偏見を解消するための啓発活動や、相談支援体制の整備、合理的配慮に基づいた情報提供、虐待防止に関する施策を行っています。

アンケート調査では、障がいのある人に関することで人権上問題なことについて、「障がいのある人の生活上の不便さなどに関する人々の認識が欠けている」が 43.9%と最も高く、次いで「就労の機会が少なく、また職種もかぎられている」が 31.5%となっています。また、障がいのある人の人権を尊重するために必要なことについて、「障がいのある人が安心して外出できるよう建物の設備や公共交通機関を改善する」が 38.6%と最も高く、次いで「障がいのある人の就労機会を確保する」が 36.3%となっています。障がいのある人が基本的人権を持つ個人として尊重されて生活できるよう、障がいへの理解を促進する意識啓発や、障がいの特性を踏まえた権利擁護や虐待防止施策、障がいのある人の自立や生きがいつくりにつながる就労等の社会参加支援が求められます。

■障がいのある人に関することで人権上問題なこと



■障がいのある人の人権を尊重するために必要なこと



施策1 障がい者の人権を尊重する意識づくり

取り組み	担当課
・ 広報誌や市のホームページなどにより、障がい者の人権について啓発します。	市民課
・ 障がいを理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供、インクルーシブ教育等の「障害者権利条約」の基本的な考え方について周知を図ります。	市民課 社会福祉課
・ 障がいのある人への理解を深めるため、学校教育と連携した福祉教育を推進します。	社会福祉課 学校教育課

施策2 障がい者の権利擁護、虐待防止の推進

取り組み	担当課
・虐待防止や障がいのある人への差別解消に向けた、意識啓発や市民研修会を行います。	社会福祉課
・「郡上市いのち支え合い虐待防止推進協議会」や地域自立支援協議会での支援体制の強化を図ります。	社会福祉課
・成年後見制度利用支援事業や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する事業を啓発します。	社会福祉課

施策3 障がい者の自立と生きがいづくりへの支援

取り組み	担当課
・ハローワークなどの関係機関と連携し、障がい者の一般就労への移行を促します。	社会福祉課
・障がいのある人が自ら社会活動に参加しやすい環境を支援するため、地域生活支援事業を充実します。	社会福祉課
・聴覚や音声・言語機能等の障がいのある人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等、コミュニケーション支援を行います。	社会福祉課
・障がいのある人の社会参加を促進するため、スポーツイベントや芸術・文化活動などの取り組みを支援します。	社会福祉課 社会教育課 スポーツ振興課

施策4 障がい者やその家族が安心して暮らせる環境づくり

取り組み	担当課
・適切な障害福祉サービスの利用促進と、適正で公平なサービスの提供を図ります。	社会福祉課
・支援ツールの活用や関係機関等の連携強化により、切れ目のない支援を推進します。	社会福祉課
・あらゆる障がいに関する相談に対応するため、総合相談窓口を開設し、障がい者総合相談事業を実施します。	社会福祉課
・障がいのある人を取り巻く災害時支援体制の構築、防犯に関する情報提供等、防犯・防災対策を推進します。	総務課 社会福祉課

施策5 人権侵害に対する相談支援体制や情報提供体制の充実

取り組み	担当課
・人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	市民課
・救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	市民課 社会福祉課
・人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	市民課 社会福祉課

5 同和問題（部落差別）

現状・課題

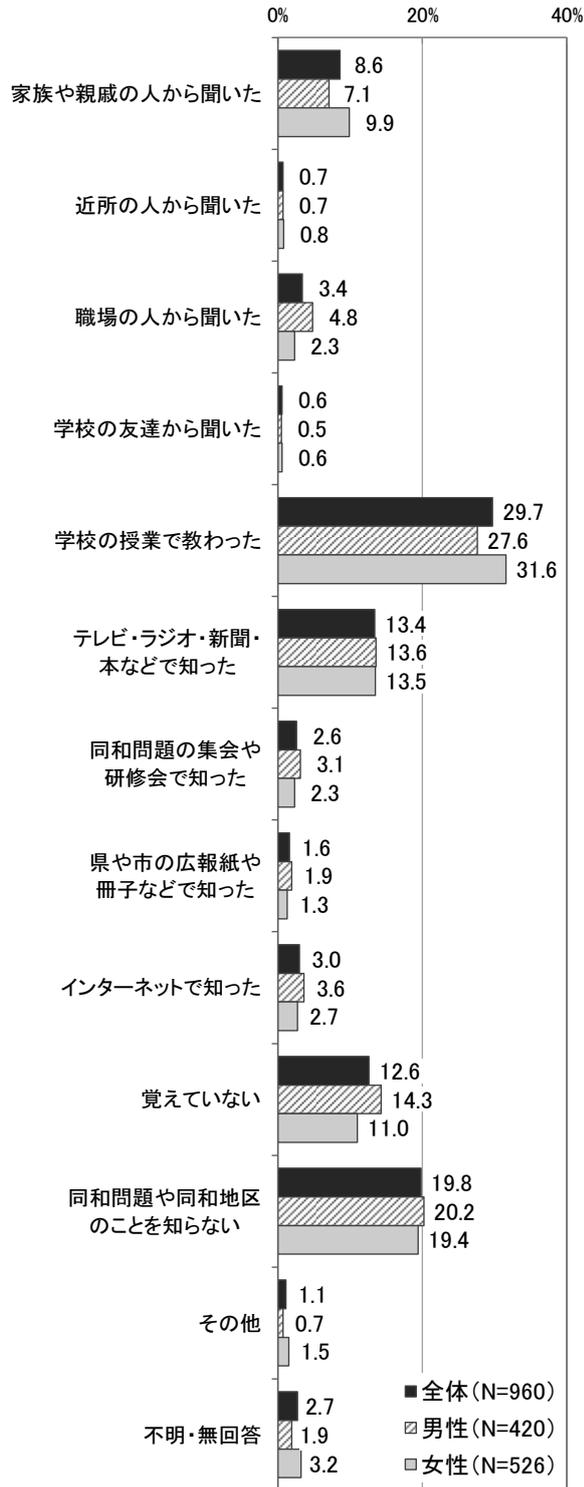
部落差別は、日本社会の歴史的過程でつくられた身分的差別であり、日本固有の人権問題です。生まれ育った地域によって、日常生活や結婚、就職などさまざまな場面で不当に差別を受け、基本的人権が侵害されることが、なお重大な問題となっています。

国では、昭和 40（1965）年に、同和对策審議会答申が提出され、同和問題は「もっとも深刻にして重大な社会問題である」とし、その解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識がなされました。昭和 44（1969）年には「同和对策事業特別措置法」（同対法）が施行され、同和对策事業や地域改善対策として事業が推進されてきました。その後は一般対策に移行して取り組みが進められていますが、平成 8（1996）年の地域改善対策協議会の意見具申では、「一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものでない」と明記されています。

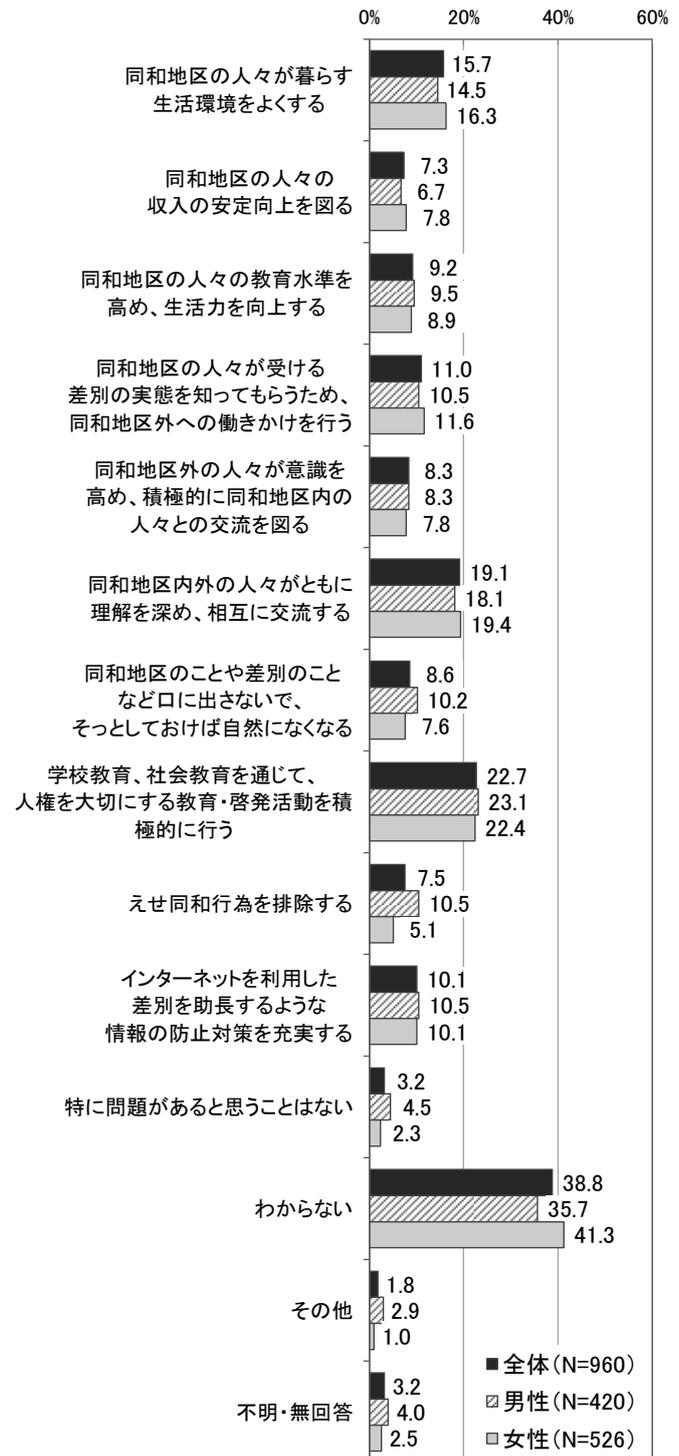
近年では、インターネット上に部落の所在地や人名を掲載し、誹謗中傷・差別を助長する書き込みを行うなどの問題が明らかになっています。こうした状況下にあることを受け、平成 28（2016）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行され、現在も部落差別が存在することや、国及び地方公共団体の責務等が明記されました。従来の部落差別への取り組みを推進しつつ、新たな課題を認識した対応が求められます。

アンケート調査では、同和問題や同和地区に関してはじめて知ったきっかけについて、「学校の授業で教わった」が 29.7%と最も高く、次いで「同和問題や同和地区のことを知らない」が 19.8%となっています。また、同和問題を解決するために必要なことについて、「わからない」が 38.8%と最も高く、次いで「学校教育、社会教育を通じて、人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」が 22.7%となっています。まずは、同和問題に対する正しい知識を普及するため、人権教育や啓発活動の充実を図る必要があります。

■ 同和問題や同和地区に関してはじめて知ったきっかけ



■ 同和問題を解決するために必要なこと



施策1 同和問題(部落差別)に関する啓発活動の推進

取り組み	担当課
・ 広報誌や市のホームページなどにより、同和問題（部落差別）について啓発します。	市民課
・ 県が人権週間に設けている「ひびきあい活動」を通して、同和問題（部落差別）の周知・啓発を行います。	市民課 学校教育課
・ 講演会の実施や人権週間などにより、同和問題（部落差別）について啓発します。	市民課
・ 市職員を対象とした研修実施や研修会などへの参加を促進し、意識啓発を図ります。	市民課 人事課
・ 人権擁護委員などと連携した啓発活動を行います。	市民課
・ 学校教育の中で、同和問題（部落差別）の正しい知識の習得と理解の促進を図ります。	学校教育課 市民課

施策2 相談体制の充実

取り組み	担当課
・ 人権擁護委員による相談支援を行います。	市民課
・ 法務局や県と連携を強化し、専門的な相談支援体制の充実を図ります。	市民課
・ 同和問題（部落差別）を理由とする結婚・就職での差別、インターネット上での差別に対する相談支援や情報提供を行います。	市民課 社会福祉課

施策3 えせ同和行為の根絶

取り組み	担当課
・ 広報誌やパンフレット等を通じて、えせ同和行為や同和問題（部落差別）への正しい理解の促進を図ります。	市民課 社会福祉課
・ えせ同和行為発生時の相談や支援の充実を図ります。	市民課 社会福祉課

6 外国人の人権

現状・課題

国際化の進展により訪日する外国人や日本で生活する外国人が増加する中、人種や民族、国籍に関わらず、互いを尊重し合う多文化共生社会を築いていくことが求められます。一方で、外国人であることを理由とした就労や入居、入店の際の差別や、特定の民族等の人々へ差別的な言動をするヘイトスピーチが社会的な問題となっています。

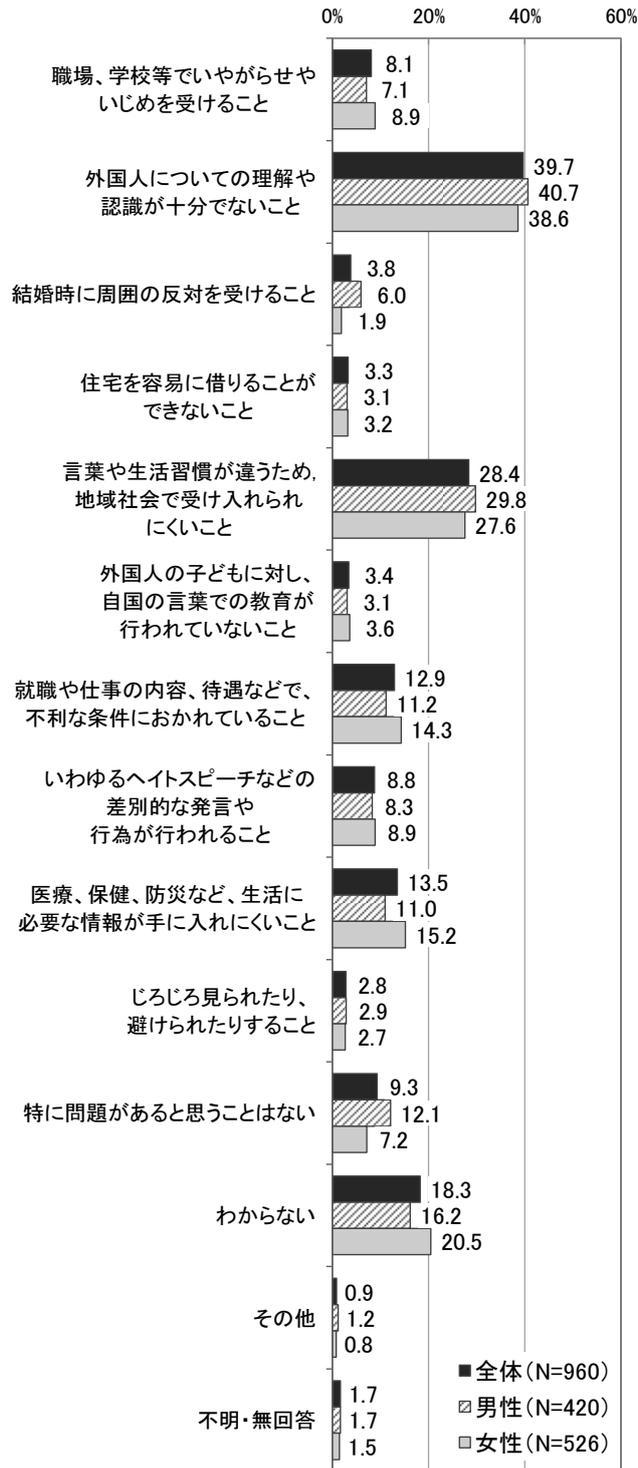
世界では、昭和 23（1948）年に国連において国際的な人権の普遍性について宣言した「世界人権宣言」が採択されたことを受け、昭和 38（1963）年に「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する宣言」、昭和 40（1965）年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）が採択され、締約国は、人種差別の防止とそのため措置を取ることが義務づけられました。

国では、平成 7（1995）年に「人種差別撤廃条約」を批准し、人種・民族等を理由とするあらゆる差別の撤廃に対する取り組みを進めています。近年では、平成 28（2016）年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、ヘイトスピーチを抑止・解消する取り組みが進められています。

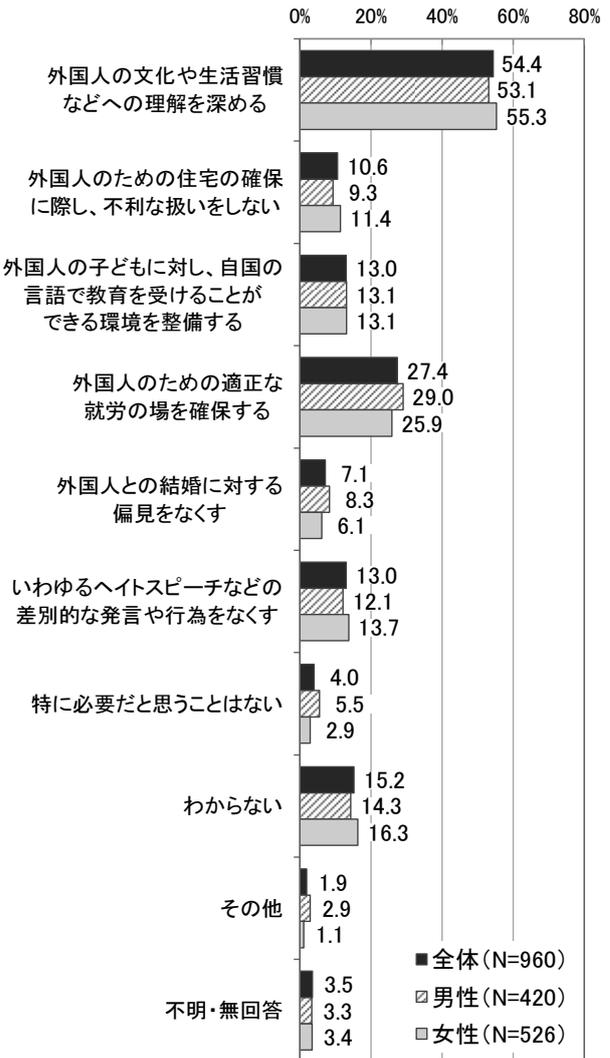
本市の外国人登録者数は年々増加しており、令和 2（2020）年 4 月 1 日現在で 567 人となっています。

アンケート調査では、外国人に関することで人権上問題なことについて、「外国人についての理解や認識が十分でないこと」が 39.7%と最も高く、次いで「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」が 28.4%となっています。また、外国人の人権を尊重するために必要なことについて、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が 54.4%と最も高く、次いで「外国人のための適正な就労の場を確保する」が 27.4%となっています。人種や民族、国籍による差別・偏見をなくすための意識啓発や、お互いの文化や生活習慣、価値観を理解するための交流活動の推進、また、外国人市民が暮らしやすいまちとなるための情報提供や相談支援の充実が求められます。

■外国人に関することで人権上問題なこと



■外国人の人権を尊重するために必要なこと



施策1 外国人の人権を尊重する意識づくり

取り組み	担当課
・「人種差別撤廃条約」について周知を図ります。	市民課
・広報誌や市のホームページなどにより、外国人の人権について啓発します。	市民課
・講演会の開催や人権週間などにより、外国人の人権について啓発します。	市民課
・外国籍の児童・生徒へ学習、学校生活のサポートを行います。	児童家庭課 学校教育課

施策2 外国人との交流機会の拡大

取り組み	担当課
・学校教育を通じて、国際理解教育の推進や異文化理解を尊重する心を育成します。	学校教育課 社会教育課
・地域の国際交流や国際協力、多文化共生を推進する団体を支援します。	秘書広報課

施策3 外国人が安心して暮らせるまちづくり

取り組み	担当課
・市のホームページ、パンフレット等における、市政情報の多言語化の充実を図ります。	秘書広報課
・多言語による生活ガイドブックの活用など、外国語による住民サービス等の情報提供を行います。	秘書広報課

7 感染症患者等の人権

現状・課題

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染により引き起こされる免疫不全症候群を、特にエイズ（AIDS）と呼びます。感染経路が限られていることから、正しい知識を持って行動すれば感染を予防することができます。一方で、全国のHIV感染者及びエイズ患者（以下、「HIV感染者等」という。）の数は、平成18（2006）年頃から横ばい傾向であるものの、年間1,400～1,500件の発症となっています。近年はHIV感染症等の治療は進歩し、発病を抑えることも可能になってきています。そのためには薬の服用が必要であり、医療費が相当な負担になることから、平成10（1998）年にHIV感染者等を免疫機能障がいとし、障がい認定の対象となりました。

ハンセン病は、感染力の非常に弱い「らい菌」による感染症です。現在は治療方法も確立され、後遺症もなく治癒しますが、平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止されるまで、戦前からの誤った認識による強制隔離政策が行われていました。現在でも、患者や元患者、その家族に対する差別や偏見がみうけられます。こうしたことから、平成21（2009）年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が施行されました。

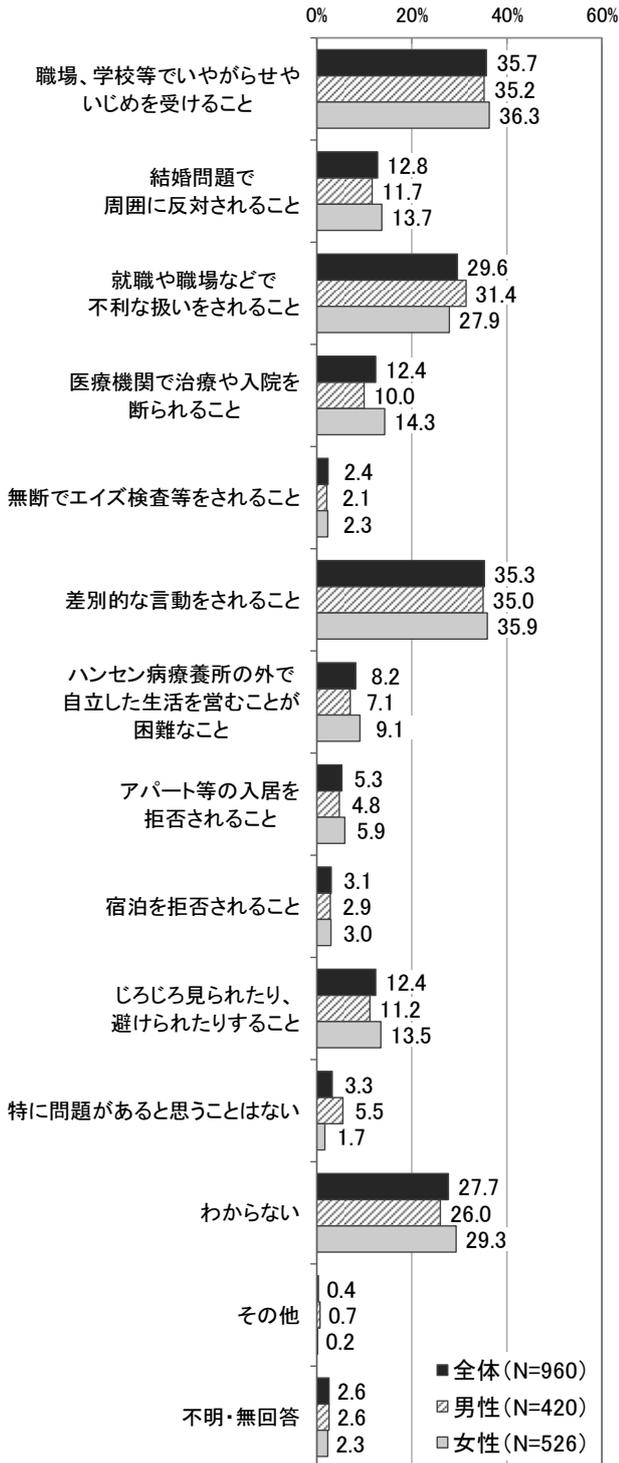
平成11（1999）年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）では、HIV感染者等やハンセン病患者・元患者を含めた感染症患者等の人権を尊重した対策を総合的に進めることが目指されています。

また、令和元（2019）年12月に中国で流行がはじまった新型コロナウイルス感染症について、日本国内では、令和2（2020）年1月に国内最初の症例が報告されて以降、感染者が増加しています。このような状況の中、感染者やその家族、濃厚接触者、医療・福祉従事者等が不当な差別や偏見、誹謗中傷を受ける事例が報告されています。

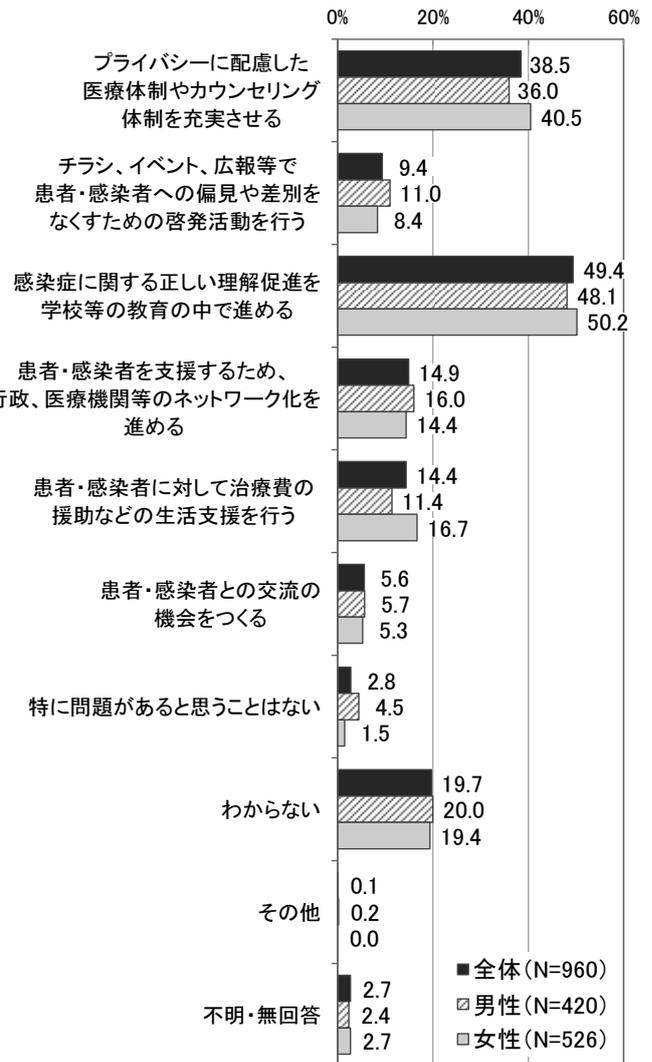
本市では、感染症についての正しい理解を促進し、感染症患者等が安心して暮らせる体制の整備を進めています。

アンケート調査では、感染症患者等に関することで人権上問題なことについて、「職場、学校等ではいやがらせやいじめを受けること」が35.7%と最も高く、次いで「差別的な言動をされること」が35.3%となっています。また、感染症患者等の人権を守るために必要なことについて、「感染症に関する正しい理解促進を学校等の教育の中で進める」が49.4%と最も高く、次いで「プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実させる」が38.5%となっています。それぞれの感染症に対する正しい理解を促進するための教育や啓発を行うとともに、感染症患者等が尊厳を持って生きられるような社会参加の支援や相談体制の整備が求められます。

■感染症患者等に関することで人権上問題なこと



■感染症患者等の人権を守るために必要なこと



施策1 感染症患者等の人権を尊重する意識づくり

取り組み	担当課
・広報誌や市のホームページなどにより、感染症患者やその家族、医療従事者等の人権について啓発します。	市民課
・「ハンセン病を正しく理解する週間」「世界エイズデー」、レッドリボン（エイズに関する差別や偏見の撤廃のシンボル）の周知・啓発を行います。	市民課
・パンフレットやチラシなどにより、感染症に関する情報提供や正しい知識の啓発を行います。	健康課
・定期予防接種実施や肝炎検査等を通じて、感染症に関して周知・啓発します。	健康課
・性教育・エイズ教育を推進します。	学校教育課

施策2 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

取り組み	担当課
・人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	市民課
・人権やプライバシー、個人情報に配慮した相談支援を行います。	市民課
・救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	市民課
・人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	市民課

8 インターネットによる人権侵害

現状・課題

急速な情報社会の進展により、インターネットを通じて誰もが気軽に情報の発信・収集をできるようになりました。一方で、匿名性や情報発信の容易さを悪用し、他人を誹謗中傷する書き込みや差別を助長する表現、個人情報への無断掲示等、人権に関わるさまざまな問題が起きています。近年は、特にSNSの利用が多様な分野で進んでおり、大人だけではなく子どもにも人権問題が拡大し、SNSが子どものいじめの温床となっていることや、SNSを介した子どもへの性的被害の増加等が課題となっています。

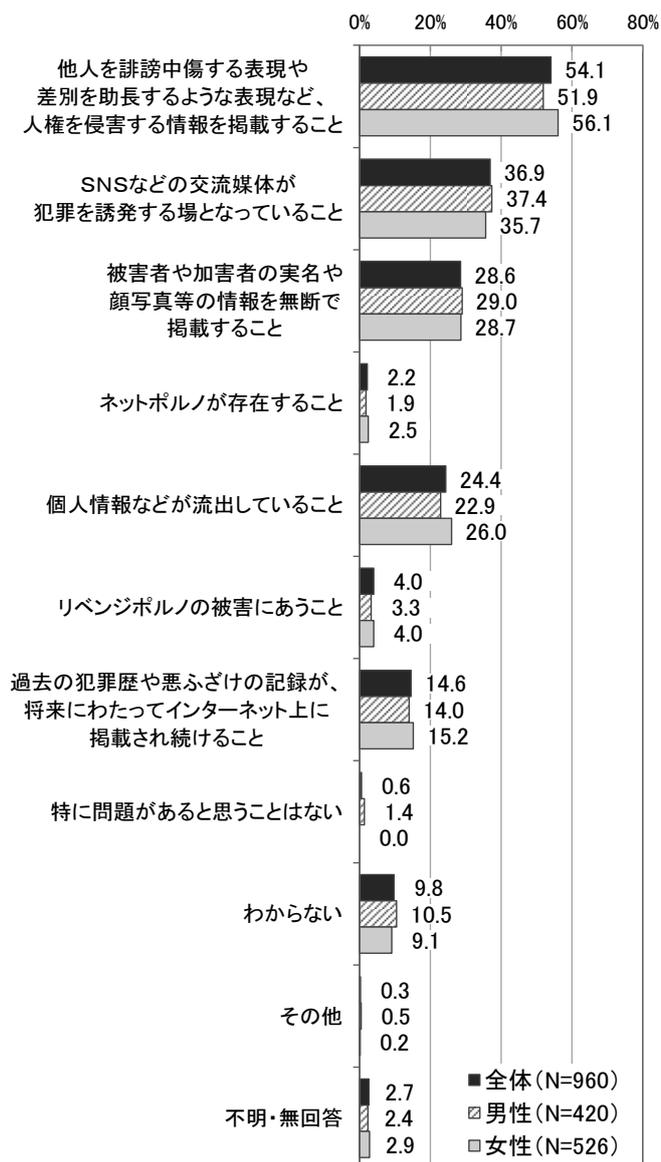
また、企業や医療機関、学校などにおける個人情報の流出もみられ、大企業の情報漏えいが社会問題として取り上げられることが多くなっています。それぞれの社会的な責任として、情報を外部に漏らさない・持ち出さないという適切な管理が求められています。

国では、平成14(2002)年に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)が施行され、人権侵害が起きた際の取り締まりを進めています。平成21(2009)年に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)が平成30(2018)年に改正され、18歳未満の青少年のフィルタリングサービスの義務づけが強化されました。また、性的な画像等をその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板等に公表する行為により、被害者が大きな精神的苦痛を受ける、いわゆる「リベンジポルノ」の被害が発生しています。こうした実情に鑑み、平成26(2014)年に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ被害防止法)が施行されました。

本市では、携帯電話やインターネットの適正利用に係る学習機会の提供に取り組んでいます。また、平成16(2004)年に「郡上市個人情報保護条例」を制定し、市関係機関における適切な個人情報の保護・管理を目指しています。

アンケート調査では、インターネットに関することで人権上問題なことについて、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長するような表現など、人権を侵害する情報を掲載すること」が54.1%と最も高く、次いで「SNSなどの交流媒体が犯罪を誘発する場となっていること」が36.9%となっています。市民一人ひとりがインターネットを利用する上で、利便性と危険性を理解する啓発活動を進めるとともに、インターネットによる人権侵害や犯罪が起こった際の適切な対応体制を整備する必要があります。また、早い時期からインターネットに対する正しい知識や対応を身につけるため、学校教育を通じて、インターネットの正しい利用方法や情報モラルについての学習機会を提供することが求められます。

■インターネットに関することで人権上問題なこと



施策1 インターネットによる人権侵害の防止対策

取り組み	担当課
・中学校において「スマホ・ケータイ安全教室・人権教室」を実施するなど、インターネットの正しい利用のための教育・啓発を行います。	学校教育課
・学校ICT教育の中で情報モラル教育を実施します。	学校教育課

施策2 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

取り組み	担当課
・人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	市民課
・救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	市民課
・人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	市民課

9 性的指向・性自認を理由とする偏見・差別

現状・課題

性のあり方は、身体または遺伝子上の性、性的指向（好きになる相手の性別）、及び性自認（自分の性に対する感じ方）によるさまざまな組み合わせがあり、また、それぞれについてさまざまなあり方が存在することから、非常に多様となっています。しかし、性のあり方への正しい理解がないために差別的な扱いを受けたり、偏見を恐れて周囲の人に打ち明けることができなかつたりするなど、社会生活がしづらい現状がみられます。

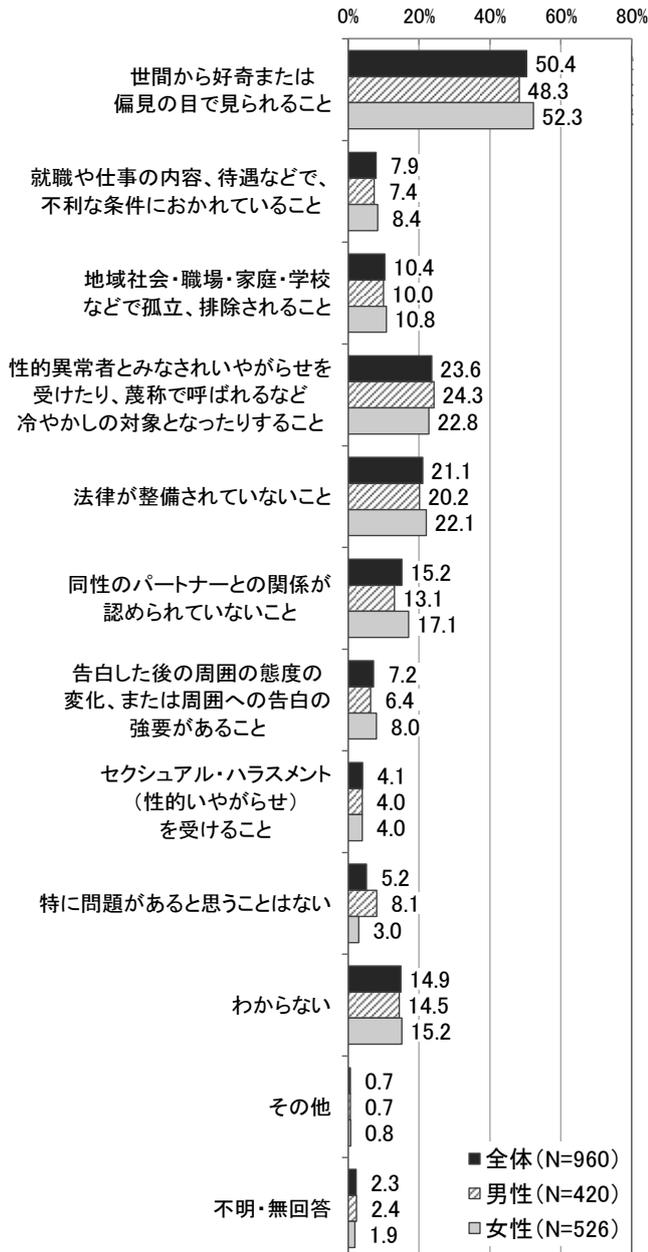
世界では、平成 20（2008）年、国連総会でははじめてのLGBTに対する人権保護の促進を求めるものとして、性的指向と性自認に関する声明が提出されました。平成 23（2011）年には性的指向と性同一性に関する国連決議が採択され、これをきっかけとして平成 24（2012）年には国連の政府間機関においてLGBTについての正式な討論が行われました。

国では、平成 16（2004）年に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が施行され、一定の条件を満たす人について戸籍の性別変更の条件が緩和されました。

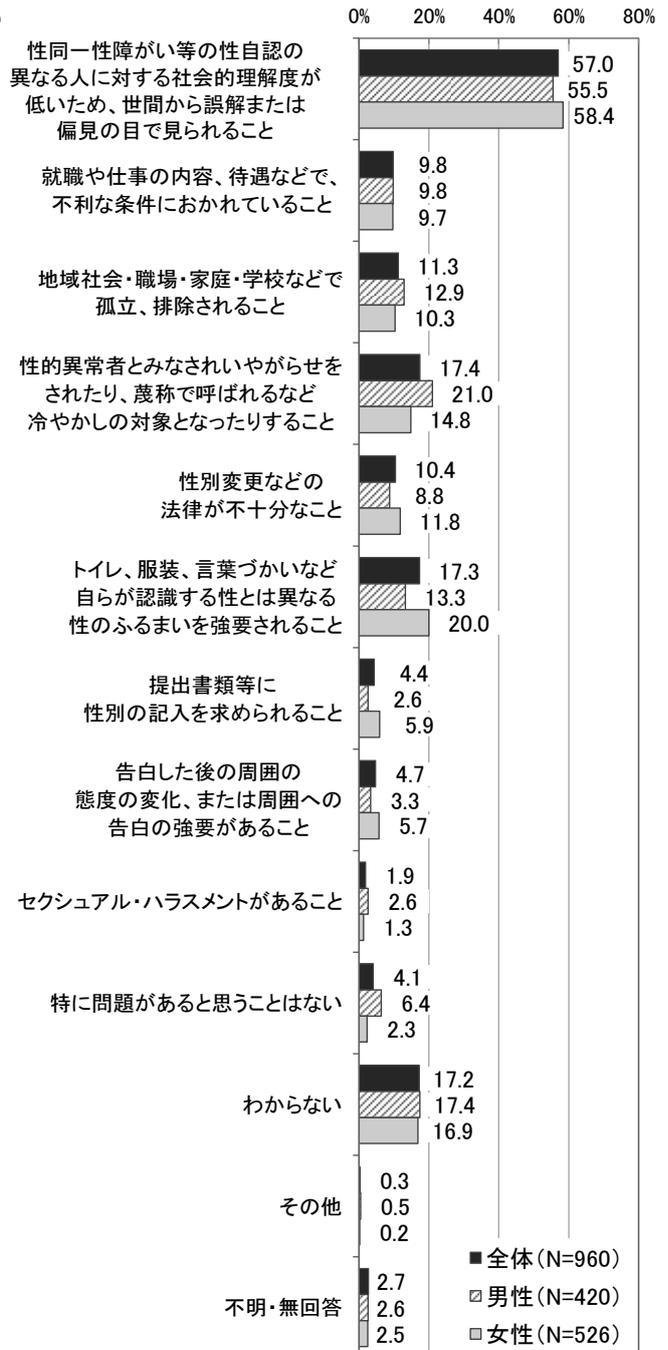
本市では、多様な性のあり方を尊重し、誰もが自分らしく生活できるよう、LGBT等性的マイノリティについて広報誌等による市民の理解促進の取り組みを行っています。

アンケート調査では、性的指向の異なる人（同性愛、両性愛など）に関することで人権上問題なことについて、「世間から好奇または偏見の目で見られること」が50.4%と最も高く、次いで、「性的異常者とみなされいやがらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となったりすること」が23.6%となっています。また、性同一性障害等の性自認の異なる人（「からだの性」と「こころの性」が一致しない状態）に関することで人権上問題なことについて、「性同一性障がい等の性自認の異なる人に対する社会的理解度が低いため、世間から誤解または偏見の目で見られること」が57.0%と最も高く、次いで、「性的異常者とみなされいやがらせをされたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となったりすること」が17.4%となっています。今後は本市でも国や県、先進自治体の取り組みなどを参考にしながら、性的指向、性自認の異なる人に対する理解を深めるための教育・啓発により偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが求められます。

■性的指向の異なる人に関することで人権上問題なこと



■性同一性障害等の性自認の異なる人に関することで人権上問題なこと



施策1 性的指向・性自認の異なる人への正しい理解の促進

取り組み	担当課
・LGBT等性的マイノリティへの理解促進のための教育・啓発を行います。	市民課 学校教育課
・男女性別による固定的役割分担をうえつけない保育・教育を実施します。	市民課 児童家庭課 学校教育課

施策2 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

取り組み	担当課
・人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	市民課
・救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	市民課
・人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	市民課

10 その他の人権

先に取り上げた分野別課題以外にも、さまざまな人権に関する課題について対策が求められています。

刑期を終えて出所した人

刑期を終えて出所した人やその家族に対する差別・偏見は根強く、刑期を終えて出所した人が円滑に社会復帰することは極めて難しい状況となっています。関係機関が連携して、犯罪や非行のない地域社会を築くための「社会を明るくする運動」を推進するとともに、「犯罪の防止等の推進に関する法律」に基づく諸施策の展開に努め、本人の更生意欲を家族、職場、地域社会が理解し協力できるような啓発活動等を行い、郡上保護区保護司会をはじめ、更生保護女性会やBBS（ビッグブラザーズアンドビッグシスターズ）会と連携して社会の一員として生活を営めるよう支援していく必要があります。

犯罪被害者やその家族

多様な犯罪が身近な場で起こる昨今においては、誰もが犯罪の被害者になる可能性があります。犯罪被害者は、犯罪による直接的な被害に加え、メディア等による過剰な報道やプライバシーの侵害等によって、精神的・経済的な「二次被害」に苦しめられることも問題です。

犯罪被害者とその家族が安心して暮らすためには、専門的な心のケアなどの支援と、市民一人ひとりの正しい理解が必要です。また、市では犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るために必要な経済的な助成に関する情報提供、助言及び支援金などの制度を設けています。

災害に伴う人権問題

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの人々が避難生活を余儀なくされました。そのような事態の中で、避難生活でプライバシーが守られないことや、要支援者（障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦など）に対して十分な配慮が行き届かないなど、多くの問題がみられました。また、原子力発電所の事故による、被災地からの避難者に対する差別や偏見も人権侵害として大きな問題となっています。

近年、大規模地震に加え、大型台風や豪雨による水害など多くの自然災害が発生しています。本市でも、災害時において、人権尊重の視点に立った被災者支援ができる体制整備に努めることが課題です。

ホームレス

さまざまな事情から、公園や道路・駅などでの生活を余儀なくされている人々の中には、働いて自立したいという意志を持っているにも関わらず、差別や偏見を受けている人が少なくありません。また、ホームレスに対する暴力事件や嫌がらせなどもたびたび発生しています。

就労機会や住居の確保、生活相談などの対策とともに、地域社会においてホームレスの自立を支援していく必要があります。

アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や文化を持っているにも関わらず、近代以降のいわゆる同化政策により、民族としてのアイデンティティを保持することが難しくなっています。また、独自の文化等への理解が不十分であるため、就職や結婚に際して差別や偏見がみられます。アイヌの人々に関わる文化等の保護や、理解を促進するための啓発が求められています。

北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による日本人拉致は、わが国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害です。国では、平成 18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権侵害対処法）が施行され、国及び地方公共団体の責務等を定めました。また、平成 23（2011）年に一部変更がされた「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「北朝鮮当局による拉致問題等」の項目が加えられました。国は、拉致問題の解決にあたり国内外の世論を重要視しており、理解促進に努めています。一方で、北朝鮮による拉致問題が、在日韓国人・朝鮮人等の方々への差別・偏見に結びつかないような啓発を進めていく必要があります。

人身取引(トラフィッキング)

人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。女性を対象とした性的搾取を目的にした事案や、海外から労働者として外国人を無理やり日本に連れてくる事案などが発生しています。

国では、「人身取引対策行動計画」の策定や、「人身取引対策推進会議」の開催などを通して、人身取引問題の改善に努めています。本市でも、まずは人身取引問題について知る機会を設けるなど、市民の認識を高める必要があります。

第6章 指針の推進

1 基本的な姿勢

社会情勢の変化等により人権に関する課題が複雑化・多様化する中、市民一人ひとりの人権尊重の意識を高め、多様な人権問題を解決、解消していくためには、広い視野に立って取り組みを推進することが大切です。

そのためには、行政だけでなく教育機関や企業等事業所、地域で活動する団体等と連携し、それぞれが人権問題についての正しい認識を持つことが求められます。

また、市民一人ひとりが人権に関する課題を身近な問題として捉えられるよう、さまざまな機会・手段を通じて、人権教育・啓発を行う必要があります。

こうしたことから、本市においては、個別の人権課題について関係機関等と連携しながら、人権尊重の社会を実現するための諸施策を進めます。

2 推進体制

本指針を総合的かつ効果的に推進するため、市民課を中心に全庁的な取り組みを進めます。関係部署相互の緊密な連絡調整を図り、総合的かつ効果的に諸施策の推進に努めるとともに、本指針の趣旨を十分踏まえた上で実施します。

また、人権に関する施策が広範な取り組みとして展開されるよう、国・県・近隣自治体をはじめとした関係機関などとも緊密に連携、協力しながら推進します。

3 継続的な取り組み

本指針の進行管理については、市民課において、指針の進捗とその効果について、現状の報告と施策の評価を行うとともに、その意見を施策の推進に反映します。

また、人権問題は、社会の複雑化・多様化や情報化、高度化などその時々の流れの中で変化し、さまざまな形で新たに問題が発生する可能性があります。時代のニーズにあった施策の実施に努め、継続的な取り組みを進めます。

資料編

1 郡上市人権施策推進指針策定経緯

時期	内容
令和2（2020）年 3月	郡上市人権に関するアンケート調査の実施
令和2（2020）年 12月	第1回 郡上市人権施策推進指針策定委員会 ・第1次郡上市人権施策推進指針 骨子案について ・基本理念について
令和3（2021）年 2月～3月	第2回 郡上市人権施策推進指針策定委員会 ・第1次郡上市人権施策推進指針 素案について 〈新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面による意見聴取〉
令和3（2021）年 3月	パブリックコメントの実施

2 郡上市人権施策推進指針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条に基づく郡上市人権施策推進指針（「以下推進指針」という。）の策定に当たり、幅広く意見を求めるため、郡上市人権施策推進指針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 推進指針の策定に関する事項
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 関係団体の役員等
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、推進指針の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、最初の委員会は市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部市民課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月16日から施行する。

3 郡上市人権施策推進指針策定委員会委員名簿

No.	団体名等	氏名	備考(所属団体補職)
1	郡上人権擁護委員協議会	出井 建雄	会長
2	郡上保護区保護司会	上田 謙市	会長
3	郡上市民生委員・児童委員協議会	荒井 庄司	会長
4	郡上市自治会連合会	池田 喜八郎	会長
5	岐阜県身体障害者福祉協会 郡上支部	和田 喜代晴	支部長
6	郡上市シニアクラブ連合会	長尾 幹	会長
7	郡上市小中学校長会	松山 美智枝	八幡小学校長
8	郡上市男女共同参画推進審議会	山下 優子	会長
9	郡上市PTA連合会	武藤 里恵	母親部会代表
10	岐阜地方法務局八幡支局	千田 孝博	支局長

(敬称略)

4 用語解説

あ行

イクボスアワード

厚生労働省が進める事業で、部下の育児と仕事の両立を支援する管理職である「イクボス」を企業などからの推薦によって募集し、表彰するものです。

インクルーシブ教育

学校教育の現場、特に初等教育や中等教育段階において、障がいのある子どもが大半の時間を障がいのない子どもとともに通常の学級で包括的な教育を受けることをいいます。

エイズ（AIDS）

ヒト免疫不全ウイルス(HIV)(Human Immunodeficiency Virus:ヒト免疫不全ウイルス)の感染により、生きていくために必要な身体の抵抗力(免疫)が壊されて免疫機能が働かなくなる病気です。正確には「後天性免疫不全症候群」(Acquired immune deficiency syndrome)といえます。

HIV感染者

エイズ(後天性免疫不全症候群)の原因となるHIVに感染したが、エイズ特有の症状が出ていない人のことをいいます。HIVに感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。感染から発症まで6か月から10年以上の潜伏期間があるといわれています。

また、HIVは感染力の弱いウイルスで、日常生活では感染しないこと、感染経路も特定されており、どのように感染するかなどを知っていれば、過度に恐れる必要はありません。

えせ同和行為

同和問題は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下にさまざまな不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。えせ同和行為は、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな障害要因となっており、毅然とした態度で対処することが望まれます。

LGBT（エル・ジー・ビー・ティ）

次の言葉の頭文字をとった言葉で性的少数者の総称の一つ。

L (Lesbian、女性の同性愛者)、

G (Gay、男性の同性愛者)、

B (Bisexual、両性愛者)、

T (Transgender、体の性と心の性に違和感がある人)。

この他にもAsexual(無性愛)、Pansexual(全性愛)、Intersex(身体的に男女の区別がつきにくい人)、Questioning(確信が持てない人)などさまざまな人がいることから「LGBTs」、「LGBTQ」等と呼ばれることもあります。また、性的指向と性自認の英語訳「Sexual Orientation and Gender Identity」の頭文字をとって、「SOGI」と表されることもあります。→「性自認」「性的指向」参照

か行

国際人権規約

①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約又はA規約)」、②「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約又はB規約)」、③自由権規約の議定書から成り立つものです。わが国は、①及び②の2つの規約について、昭和54(1979年)年6月に批准しています。

公正採用選考人権啓発推進員制度

一定規模の事業所において「推進員」を設置し、採用選考に関わる同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題に取り組み、公正な採用選考システムを確立するための制度です。

さ行

児童の権利に関する条約

子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指して平成元(1989)年11月に国連総会で採択された条約で、わが国も、平成6(1994)年4月に批准しています。

この条約は、子どもの生存、発達、保護、参加の権利を実現するための具体的事項を規定しています。

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

障がい者の人権及び基本的自由の共有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、平成18(2006)年12月国連総会において採択されました。わが国も平成26(2014)年に批准しました。

この条約には、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がいのある人の社会への参加・包容の促進、条約実施の監視枠組みの設置等について規定されています。

女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

あらゆる領域における女性の差別撤廃を目的として、昭和54(1979)年の国連総会で採択された条約で、わが国も昭和60(1985)年に批准しています。

この条約では、国が正しい形で発展するために、また、世界の福祉・平和を築き上げるために、女性が男性と平等の条件であるあらゆる分野に最大限参加することが必要であるとし、そのために必要な措置が示されています。特に、社会及び家庭における男性の伝統的役割及び女性の役割を変更することが、男女の平等の達成のために必要であると強調されています。

人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、市町村長の推薦により法務大臣が委嘱しています。

国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命としています。

人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）

締約国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有（生まれながらにして持っていること）を確保することを目的に昭和40（1965）年12月に国連の総会において採択されました。わが国は、平成7（1995）年12月に、この条約に加入しました。

この条約は、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとること等を内容としています。

スクールカウンセラー

いじめや不登校など、さまざまな悩みを持つ児童生徒の心の問題に対応するために、学校に配置される臨床心理士の資格を有する専門家のことをいいます。

性自認（Gender Identity）

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）として持っているかということです。「心の性」といわれることもあります。

多くの人は、「心の性」と「身体の性」が一致していますが、この両者が一致せず、自身の身体への違和感を持つ人もいます。

性的指向も含めた性的少数者の総称として「LGBT」や「SOGI」と表現されることもあります。→「LGBT」参照

性的指向（Sexual Orientation）

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものです。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、異性・両性両方に向かう両性愛（バイセクシャル）などを指します。

性自認も含めた性的少数者の総称として「LGBT」や「SOGI」と表現されることもあります。→「LGBT」参照

性同一性障がい

医療機関を受診し、「身体の性」と「心の性」が一致しないと診断された人々に対する医学的な疾患・診断名です。

医学的には、「身体の性」と「心の性」とが一致しないために、自らの「身体の性」に持続的な違和感を持ち、「心の性」に一致する身体の性を求める状態、ホルモン療法や手術療法を望むこともあります。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない人を支援するための法律上の制度をいい、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見制度では、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人を代理して契約などの法律行為等を行ったりすることにより、本人を保護、支援します。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）（性的いやがらせ）

相手の意に反した性的な発言や言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目にふれる場所で

のわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど、相手を不快にさせるさまざまな行為をいいます。

なお、厚生労働省が示す「セクハラ指針」が平成28（2016）年8月に改正され、性的少数者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントもセクハラ指針の対象となる旨が明確化されました。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

限られた利用者だけが参加できるインターネット上の会員制サービスのことをいいます。インターネット上で友人同士、同じ趣味を持つ人や近隣地域の利用者が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。

た行

ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、加えられる身体的、精神的・性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。

な行

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

は行

ハラスメント

嫌がらせ、いじめといった意味で、職場では、他の者を不快にさせる性的な言動であるセクシュアル・ハラスメントや職務上の地位や優位性を背景に精神的・身体的苦痛を与えるパワーハラスメント（関連解説参照）、妊娠出産等を理由に不利益な扱いをするマタニティ・ハラスメントなどがあります。

パワーハラスメント（パワハラ）

職場のいじめ・嫌がらせを指し、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性（※）を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為をいいます。（※上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対してさまざまな優位性を背景に行われるものも含まれます。）

ハンセン病

明治6（1873）年にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気で

ひびきあい活動

県内すべての幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、人権教育における行動力の育成を図ることを目的に取り組む活動です。

プロバイダ責任制限法

インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報に掲載されて、個人の権利が侵害されるなどの事案が発生した場合、プロバイダ事業者や掲示板管理者などに対して、これを削除するよう要請しますが、事業者側がこれらを削除したことについて、権利者からの損害賠償の責任を免れるというものです。また、権利を侵害する情報を発信した者の情報の開示請求ができることも規定しています。「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成 13（2001）年 11 月 30 日法律第 137 号）のことをいいます。

ヘイトスピーチ

特定の個人や集団、団体などの人種、国籍、宗教、民族的な文化などを差別的な意図をもって攻撃、脅迫、侮辱し、扇動する言動などをいいます。

平成28（2017）年6月に施行された「ヘイトスピーチ解消法」では、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するものに対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。」と規定しています。

保護観察

犯罪や非行をした人を社会の中で生活させながら、その人に一定の約束事を守ることを義務づけて、これを守るように助言・指導するとともに、就職の援助や悩みの相談にのって、その立ち直りを助けようとするものです。

ま行

マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受けるいじめ、嫌がらせのことをいいます。

5 世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二條

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三條

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四條

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五條

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六條

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七條

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八條

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九條

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十條

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

6 市内の人権教育・啓発の取り組み

(1) 郡上人権擁護委員協議会

豊かな水と緑に囲まれた、素朴で人情味にあふれる郡上は、自然とともに生き、自然の恵みを享受する中で、森と清流を守り育むように人を思いやる心を育ててきました。

急激に変化する現代社会では、人権に関する問題は多様化しており、これまで取り組んできた人権課題に加え、新たな課題も出てきています。

人権擁護委員協議会では、常に相手を気遣う豊かな心を持ち続け、美しい水と素朴な人情を次の世代に伝えていかななくてはならないと考え、市内各所で啓発活動を行っています。

【人権啓発おどり】

郡上ならではの街頭啓発活動は、平成 11（1999）年から始まった「人権啓発おどり」です。毎年8月8日に郡上八幡駅前広場を会場とする郡上おどりには「人権のタベ」として組み込まれ、地域に定着したイベントとなっています。

当日は、郡上人権擁護委員だけでなく、岐阜地方法務局長をはじめとする法務局職員や郡上市職員も参加して、人権擁護委員の周知と活動内容の説明を行うとともに、人権啓発キャッチフレーズを掲載した盆踊りに欠かせない「うちわ」を配布し、大人から子どもまで幅広い世代へ人権啓発活動を行っています。



人権啓発おどりの様子

【各地域のふるさと祭りでの啓発活動】

毎年、各地域のふるさと祭りを巡回し、啓発活動を行っています。

来場者に啓発チラシやグッズを配布するとともに、活動紹介パネルを設置して人権についての理解を深め、人権意識の高揚につながるよう啓発しています。

人権問題についてのゲームコーナーも設け、子どもたちにも楽しんで人権について学んでもらえるよう工夫しています。



ふるさと祭りでの啓発活動

この他にも、市内各地で開設される「特設人権相談所」での相談窓口や、中学校で実施している「スマホ・ケータイ教室」、各校で取り組んでいる「人権推進校活動」など、幅広く啓発活動を行っています。

(2) 郡上市内の小中学校の取り組み

【命の教育カリキュラム】

本市では、子どもの命と人権を守りきることを最重要課題として、平成23(2011)年度に「命の教育カリキュラム」を作成し、各学校で自他の命を大切にする教育活動を推進しています。教育大綱の重点施策「温もりのある心の教育の推進」では、「命の尊重と道徳教育の充実」を掲げています。令和2(2020)年3月に改訂された本カリキュラムには、社会の構造や必要とされる知識が急激に変化し続ける中、子どもが命を大切にしながら「たくましく共に生きる郡上人」に育ち、将来に向けて輝き続けてほしいという願いが込められています。

【ひびきあい活動】

市内中学校でそれぞれ定めている「人権宣言」を核に、人権を尊重し、違いを認め、相手の思いを考えた行動ができるような取り組みを実施しています。

毎年12月の人権週間に合わせて開催される人権集会では、その取り組みの中で人権宣言に込められた願いを再確認し、自己や学級の人権感覚の実態を確かめ、成果と課題を見出し、互いを尊重しながら誰もが大切にされる学校を、生徒が自分たちの力で創りあげていこうと取り組んでいます。



中学校の人権集会の様子



ひまわりの花を育てる児童

【人権推進校活動】

毎年、市内の小中学校から1校が人権推進校として指定され、長年推進校が育てた種を引き継ぎ、ひまわりの花を育てる「人権の花運動」をはじめとした人権意識高揚に関する活動を実施しています。

人権の花運動では、ひまわりの花を育てていく中で、命の大切さ、人への思いやりを養い、基本的な人権尊重の精神を育てていきます。また、人権に関する講演会や障がい者スポーツの体験教室を通して、相手への配慮や思いやりを学ぶ機会を設けています。

この他にも市内全小学校と特別支援学校で実施されている「人権七夕」や、保育園・幼稚園でも実施される「人権紙芝居」など、人権意識向上のための活動に取り組んでいます。

第1次郡上市人権施策推進指針
令和3年3月

発行：郡上市

編集：郡上市総務部市民課

〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
TEL：0575-67-1816 FAX：0575-67-0604

